

令和3年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第1日目 令和3年9月9日(木)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。
- ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより9月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。11番 柳田裕平君、1番 加藤千代美君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 伊藤敦朗 おはようございます。私から、9月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
去る8月26日、午前9時から第一委員会室において、当局より総務課長が出席し、9月定例会の日程について、9月2日、午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し提出議案等について審議いたしました。
今定例会の議案等は、条例の一部改正議案が1件、補正予算議案6件、計画の策定議案が1件、決算認定が6件、報告1件、陳情が2件、人事案件の諮問が1件と選挙案件が2件であります。
また、一般質問者は6名となっております。
なお、選挙案件につきましては、議会最終日に議会の選挙において、選挙管理委員会委員と同補充員を4名ずつ、今年度10月5日満了に伴い選任いたします。
今定例会の日程は、初日が町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明・質疑等について行い、各常任委員会に付託することといたします。
2日目は、一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。
なお、6番 京極幸村議員より一般質問の参考資料として、資料配布の申し出があり、議会運営委員会、議長、副議長で協議した結果、資料配布を許可することといたしましたのでご報告いたします。
最終日は、午後3時から、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと、討論・採決を行います。
今定例会は、決算認定の審議に時間を要することから、本日から9月17日までの9日間で行うことにいたしました。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 伊藤秋雄 今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から17日までの9日間と決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。
次に、日程第3、議長の諸般報告に入ります。
この報告は、令和2年6月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し皆様のお手元に配布しております。その報告書をもって、議長の諸般報告にかえさせていただきますと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。
日程第4、これより、町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 伊藤秋雄 これより、町長の行政報告に対する質疑を行います。
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外に対する質問、並びに10日の一般質問と重複する質問は、控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。
質問のある方は挙手してください。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、2番の小柳です。生活応援事業の対象者が1,548人で、1,288名、約83%の方がお受け取りになったと、この残りの方に関しては広報・ホームページを基本とし、個々への周知を検討して参りますとありますけれども、これは是非、たぶん非課税世帯の方が多いかなと思うんですけども、これはある程度電話確認なども含めて、お受け取りできますよというアナウンスも、もう一回最後にして頂きたいというのが一点でございまして、これは要望ということですけども、南秋地域交通活性化協議会も書面での決議となり開催となりいう文言があるんですけども、これ五城目とか大瀧村も含め通信環境も整っていると思いますけども、3町村でやるだけの内容であると思いますのでテレビ会議とかICTUでビデオ通話会議とかっていう選択肢もあると思いますのでそういったこともご検討頂きたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、これ要望ですか。

2番 小柳 聡 生活応援の方はちょっと答弁を。

議長 伊藤秋雄 こっちの方は要望ですね。そうすれば福祉課長。

福祉課長 一ノ関一人 ただ今のご質問ですけれども、対象者の申請につきましては、個々には連絡・通知をいたします。
ただし、例えば電話連絡とかそういう部分の周知については、これ全員の方が把握しておりませんので、これについていった方とか、いかない人とか不平等が出てくる可能性がありますので、その辺については慎重に対応したいと思います。

議長 伊藤秋雄 他にありますでしょうか。はい、8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 8番 畠山です。6ページのところで中程より下段ですけども、教育振興大会の中で部活動並びにスポーツ少年団の現状と課題について討議したとありますけども、将来に向けての建設的な意見を多く頂いたということで、例えばどんな具体的にもし明確に出れば何点かこうお伝え願えれば、参考までに。

議長 伊藤秋雄 江島教育長。

教育長 江島廣 畠山議員さんにお答えします。教育振興大会におきましては、今、中学校の方で課題として捉えている、今後の部活動の在り方、その中でですねスポ小を終えてから中学校までの期間、これ団によってかなりかなりの大会終わる間隔、終わってからの間隔があります。
その辺りのところをスムーズな繋ぎ合わせということで、何とかならないかということも併せまして、協議を致しております。
少子化とそれから部活動を担当する中学校教職員の人数が、来年度は確実に3名程今年よりは減るということで、今ある部活動の数だと先生方が一人付けない、そういう状況を迎えることからいろんな方策を今後学校運営協議会の中で、本当の場面で出されたものを協議しながら、来年度に繋げて行くというそういうものでございます。
後一つは、外部指導者の確保ということで、いろんな方々からご協力を願うという点も、今後は学校運営協議会の中で話し合いの中で出されてくるという風なことになると思います。その程度でよろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 8番 畠山一充君、これでいいですか。

8番 畠山一充 はい。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、4番 北嶋賢子さん。

4番 北嶋賢子 4番の北嶋賢子です。バイオマスのものでちょっと聞きたいと思います。
日本総合研究所で8月16日から12月20日まで契約したということになってますけども、8月16日ということでこの事業の内容をもうスタートしたということで解釈してよろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 契約をしましたので、スタートしたということになります。

- 議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。ないようですので、これにて町長の行政報告に対するすみません、9番 金一義君。どうもすみません。
- 9番 金 一義 コロナワクチンのことでちょっとお伺いします。今朝の新聞にもありましたけども、本県でも16人の感染があったと、それで10代以下が非常に増えていますが、本町の場合は例えば高校生、中学生、小学生とかというのはこれは個人の申し込みなのか、一律に接種されるのか、そういう考えがどうなってるのかお知らせ頂ければ有難いです。
それと後、先程4番の方も質問ありましたが、バイオマスのことですけれどこれは町長は農業、特に園芸と絡めた必要策を検討しているとありますが、要するに基本的なものはどういう作物なのか、今、総研でいろいろ出てくるとは思いますけども、燃料はおがくずかもみ殻ということで謳ってありますが、本町の場合はこういう燃料関係のどういう形の物を検討して、期間は何ヶ月でその物の採用される数量、どの位の数量で確保されるのか、これもコンサルが全部出すのかわかりませんが、一応な考え方のものがあってこういう事業を企画されたと思う訳ですよ。
コンサル任せではないと思いますので、そこら辺の骨子なるものが町としては持つておるのかどうか、そのバイオマスというのはこれからの一つの産業ですけども、そのものの基本的な考え方ですね、そこら辺も町長の、新聞にもありましたけどもそういうものをきちっと精査されてコンサル任せなのか、町としての考え方がどうなのかを一つご説明頂ければ有難いです。
- 議長 伊藤秋雄 いま9番の金さんからご質問のありましたコロナに対しての質問は、一般質問者もおりますのでそこを控えたいと思います。それでは町長から。
- 町長 畠山菊夫 脱炭素ということを目的にやらなければ中々これ実施出来ない訳でございまして、一次産業ということでお願いはしております。
それで木質バイオマスを使うのか、あるいはこの辺では厄介なみ殻を使うのか、その辺は事業者さんの方で調査して、やれるものはどういう風にやれるのか燃焼機械も含めまして、そういうものをどういう風な会社に委託出来るのか、そういうものも踏まえてこれから調査する予定となっております。
- 議長 伊藤秋雄 はい、9番 金さん。
- 9番 金 一義 もう一つ追加で、そうすると体育館のところということですが、小学校の校舎の全体の面積何平米あるのかちょっとその辺、二階も使うのか一階だけの使用なのかそこら辺の使用の形を、結局あれ木造校舎だと思う訳です。
鉄筋コンクリートじゃなく木造校舎だと思うんで、その平面の要するに木質の部分の形をどうするのか、これからだと思わすけども水を使ってやる計画なのか、そこら辺をあの状態で改造しないでそのまま使用出来るのか、要するにバイオやるとすれば、熱を送るためにはいろんな配管工事が必要と思わすけども、そういう形をどういう目算で町としては目標を持ってかかっているのか、そこら辺ちょっと概略でもいいからお知らせ願います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 取り組む農産物にもよりますが、地下水使うのか水道を使うのかハウスでやるのか、そしてまた燃焼のためのボイラー、これはいま小学校の北側の教室を使用することとしております。
と言いますのは、南側の教室に関しては、南秋つくし苑さんがちょっと予定しているまだはっきりしませんけども予定しているものがございまして、そちらに向ける可能性もございまして、いま空いているのは北側の教室ということでこれから調査する予定となっております。
- 議長 伊藤秋雄 いいですか。はい、金さん。
- 9番 金 一義 そうすると小学校校舎全体という訳でもないんですね。
- 町長 畠山菊夫 そうです。
- 9番 金 一義 そうすると北側の一階、二階の使用ということでしょうか。そこら辺は町としての発想ですね、それはどういう形で考えて、やるのが悪いんでなくて要するにどういう構

想の基でこの発想が出てきたのか、それを聞くためにそこら辺お知らせ願います。

町長 畠山菊夫 一階、二階使うかはわかりませんが、出来れば一階だけで構造上の問題もござい
ますので、一階だけでボイラー何台置くかによっても違いますし、これから経過が進む
と思いますので、その辺はちょっと私方も見守って行きたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質疑を終わります。
次に、日程第5、議案第42号から日程第12、議案第49号までの8件を各常任委員
会に付託する関係で一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。
議事日程について配布している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案及び承認の概要について、ご説明申し上げます。

始めに、会議日程資料の5ページをご覧ください。
議案第42号 八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例について
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、同法律中の
行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正
に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化
され、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収事務については同機構から市区町村に
委託することができる旨、規定されました。
これに伴い、個人番号カードを再発行する際の手数を条例により規定する必要がな
くなるため、本条例を改正するものでございます。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。
議案第43号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について
予算書1ページ、歳入歳出に、それぞれ3,752万8千円を追加し、歳入歳出予算の
総額を42億5,759万円としております。
4ページ、第2表債務負担行為補正についてご説明申し上げます。現庁舎から新庁舎
への業務システム、サーバーなどの移設及び更新業務委託等につきましては、期間を令
和4年度、限度額を総額6,019万8千円とする債務負担行為を設定しております。
これは令和3年度中に新庁舎への業務システム及び機器の移設、機器の更新などに係
る業務委託契約等を締結し、その金額を移設、納品が完了する令和4年度に支払うもの
でございます。
主なものといたしましては、防災行政無線設備の移設、新庁舎内のネットワーク機器
の導入やセキュリティ体制の構築、議会配信に係る備品の購入及び環境構築などであり
ます。
それでは歳入の主なものをご説明いたします。10・11ページ、地方特例交付金の1
96万2千円の追加は、交付金の額の確定によるものでございます。
繰入金、介護保険特別会計繰入金には令和2年度給付費などの実績による精算分とし
て269万8千円を追加しております。
12・13ページ、臨時財政対策債2,017万2千円の追加は、発行可能額の確定に
よるものでございます。
続きまして、歳出の主なものをご説明いたします。
14・15ページ、総務費、庁舎管理費に総額170万5千円を追加しております。
これは、庁舎内のPCB廃棄物の運搬及び処分に係るものでございます。
電子計算費の備品購入費962万5千円の追加は、職員が利用しているインターネッ
ト用端末のシステムサポート期間終了等に伴う端末入替に係るものでございます。
新庁舎建設事業費の負担金、補助金及び交付金に1,144万6千円を追加してあり
ます。これは、来年度の現庁舎解体に伴い、八郎潟土地改良区が移転することから、移転
先での事務所建設等に係る費用を町が半額補助するものでございます。
16・17ページ、選挙費、衆議院議員総選挙費の委託料101万2千円の追加は、選
挙当日の事務及び投票結果の分析などの事務を行うシステムの導入に係るものでござい
ます。

民生費、老人福祉費の繰出金に189万9千円を追加しております。これは、介護保険システムの改修に伴う秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金分を介護保険特別会計へ繰出すものであります。

児童措置費に総額412万4千円を追加しております。これは、令和2年度に交付された国・県支出金の実績による精算分でございます。

20・21ページ、教育費、スクールバス管理運営費として総額341万4千円を追加しております。これは、10月から運行を開始する町所有のスクールバス運行に係るものでございます。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

議案第44号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

29ページ、歳入歳出から、それぞれ215万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億3,337万9千円としております。

36・37ページ、歳入は前年度繰越金から232万3千円を減額し、諸収入、過年度収入に国県支出金過年度収入として16万4千円を追加しております。

38・39ページ、歳出につきましては、納付金額の確定により、一般被保険者医療給付費分209万1千円の減額をはじめ、総額で215万9千円を減額しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第45号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

41ページ、歳入歳出に、それぞれ8万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,555万9千円としております。

48・49ページ、歳入は、諸収入、保険料還付金に8万9千円を追加し、50・51ページ、歳出は諸支出金、保険料還付金に同額の8万9千円を追加しております。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第46号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

53ページ、歳入歳出に、それぞれ132万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,500万9千円としております。

60・61ページ、歳入は前年度繰越金に132万円を追加しております。

62・63ページ、歳出は、下水道費、公共下水道事業費に132万円を追加しております。これは、新築住宅建設に係る公設枿の設置費用であります。

公営企業法適用化移行事業においては、システム構築について、町村電算システム共同事業組合の共同システムを利用することから、委託料から負担金へ641万6千円を組替えたものでございます。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第47号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

65ページ、歳入歳出に、それぞれ1,732万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億3,385万1千円としております。

72・73ページ、歳入は、一般会計繰入金に189万9千円を、前年度繰越金に1,542万8千円をそれぞれ追加しております。

74・75ページ、歳出は、総務費、一般管理費に介護保険システムの改修に係る町村電算システム共同事業組合への負担金として、190万円を追加しております。

諸支出金の償還金には、総額1,253万8千円を追加しております。これは、令和2年度給付費の実績による精算分で、国・県及び社会保険診療報酬支払基金への償還金であります。

一般会計繰出金269万9千円につきましても、令和2年度給付費の実績による精算分であります。

以上が介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第48号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について

77ページ、収益的支出に、108万9千円を追加し、総額を1億4,822万9千円
78ページ、資本的支出に440万円を追加し、総額を1億3,947万6千円としております。

80・81ページ、収益的支出の原水及び浄水費に浄水場設備・機械の修繕費75万5千円を、配水及び給水費に量水器の交換に係る費用33万4千円を追加しております。

資本的支出、配水施設整備費の工事請負費には440万円を追加しております。これは、浄水場の配水流量計の更新に係るものでございます。

以上が上水道特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

もう一度、会議日程資料の9ページをご覧ください。
議案第49号 八郎潟町過疎地域持続的発展計画の策定について

「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で期限を迎えたことにより、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されたため、新たな市町村計画を策定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第5、議案第42号 八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例についての、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ないようですので、議案第42号についての質疑を終わります。
次に、日程第6、議案第43号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について、の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井清人君。

5番 石井清人 5番 石井です。15ページですけども、総務費の自治振興費のところですけども委員会違うのでちょっと聞きたいですけども、国土強靱化地域計画審議委員報酬、私素人なりに考えると、例えば国土強靱化というのは崖崩れだとか防災なのかなという気がするけども、そうすると今説明聞くと分かるんですけども、これ建設とかそういう分野でないかなと思うけども、この強靱化審議委員の意味と趣旨これを教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、村井総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問についてお答えします。国土強靱化地域計画ということで、市町村によっては担当課が総務課であったり、防災担当課であったりしてるところもございますが、本町においては総務課で担当することとして計画策定に着手することとしております。内容としましては、東日本大震災の教訓を踏まえて大規模な災害事故から国民の生命・財産を守るためのハードとソフト面の両面から災害事態を平時から備える準備をすればといったことから、法制化されております。

国土強靱化基本法という法律が制定されております。地域計画は令和3年度中までに策定しなければならないことから、本町に於いても今年度策定することとしております。大きな意味としましては防災・減災、国土強靱の緊急対策事業債、起債の対象となります。元利償還金の50%が地方交付税で措置されることから、これら事業に対応出来るためにも、今回策定するものでございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。21ページちょっと細かいことで恐縮なんですけども18節、修学旅行キャンセル等補助金が24万4千円ですけども、これちょっと今日私の小学校6年生の娘が修学旅行に行きました。

おそらく中学生の修学旅行ももう少し今月末だと思えるんですけども、去年は15万円位計上されておりましたが、それはたぶん中学生に対する支出だと思えるんですけども、今回起案する補助金というものは、行き先が変更でもこれ生じるものなのかなと、修学旅行に行った場合はゼロで計上されるのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

議長 伊藤秋雄 教育課長。

教育課長 齊藤嘉生 ただ今のご質問にお答えいたします。今回のキャンセル料に関しましては、中学校の修学旅行に関してのみでございます。

当初、中学校では関東地区を計画しておりましたが、その後、北海道そして最終的には県内へと変更になっております。変更になるたびにその企画料が増額することから、2回分のキャンセルが発生して、2回分の企画料が発生したということで今回計上したものでございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。はい、7番 村井昇君。

7番 村井 昇 7番 村井です。15ページの八郎潟土地改良区事務所整備費補助金ですが、前に聞

きましたけども、資料が.何にも無いという話でしたが、これ事務所の1, 100万程係る、まず2, 200万程なんですけども、これあれですか設計図とか解体費用とか図面とか、土地改良から上がってきてないものではないでしょうか。もし出来るとしたら見たいと思いますが。

議長 伊藤秋雄 総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問についてお答えいたします。議会運営委員会でも同じ質問受けてお答えしてますけども、いま予算措置の段階でございます。

この後、予算が承認されると補助金申請、その中には申請書類の中に当然その図面でずとか添付資料として上がってきます。

一言打合せの段階にですね、土地改良区からは参考までに決定版ではないですが、だいたい30坪程度の事務所を建築したいというような計画段階での図面は一部貰ったものは持っておりますが、それが最終的な図面ではないと認識しておりますので、今後上がってくると思っております。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第43号についての質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第44号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第44号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案45号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第45号についての質疑を終わります。
次に、日程第9、議案第46号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 4番 北嶋です。132万の追加となっておりますけども、委員会が違うのでちょっと教えて頂きたいと思えます。
132万の追加となっておりますけども、説明では新築工事でそして公設柵という風な説明がありました。それでこの方は新しく町に来た人なのか、それとも今までの家を壊して新しく建てたのかそこら辺知りたいと思えます。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 ただ今のご質問にお答えいたします。元々八郎潟町の住宅建設される付近に住んでた方で、今回古くなって建てる計画となっております。

4番 北嶋賢子 それでは今まで古い家で町に住んでいた方だということで、そうすれば私し尿処理の方の組合議会やっているんですけども、汲み取りだったのか今までも公共下水道に繋いでいた人だったのか、そこら辺を知りたいと思えます。

議長 伊藤秋雄 加藤建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 質問にお答えします。実家があるところはすでに水洗化になってまして、その付近に建設されることとなっております。

4番 北嶋賢子 はい、分かりました。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第46号についての質疑を終わります。

次に、日程第10、議案第47号 令和3年度八郎潟介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第47号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、議案第48号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、4番 北嶋賢子さん。

4番 北嶋賢子 これも担当委員会とちょっと違うので聞きたいと思います。修繕費に75万5千円掛ってます。そして先程、町長の行政報告でもありましたアオコ、今年は暑かったから凄いアオコが出たんですね。だからアオコの影響があつてこれ75万5千円の追加となったのか聞きたいと思います。

議長 伊藤秋雄 水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 ただ今の質問にお答えいたします。アオコの影響とかじゃなくて、機器のそのものの更新、修繕並びに更新工事となっております。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第48号についての質疑を終わります。
次に、日程第12、議案第49号 八郎潟町過疎地域持続的発展計画の策定について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、6番 京極さん。

6番 京極幸村 12ページの(6)計画の達成状況の評価に関する事項なんですけども、こちら年に一回評価報告と見直しを行い、達成状況の評価は計画期間終了後の令和8年度において議会報告しますとありますが、こちら途中の結果報告とは議会においては実施しないのでしょうか。教えてください。

議長 伊藤秋雄 総務課長。

総務課長 村井健一 記載のとおり途中の報告はなしとして、計画を更新する時には議会の方へ報告することとしています。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第49号についての質疑を終わります。
ただ今から、各会計の決算認定の議案を上程いたしますので、渡邊代表監査委員から出席していただきます。
暫時休憩いたします。

（ 休 憩 ）
（渡邊代表監査委員着席）
（ 再 開 ）

議長 伊藤秋雄 会議を再開いたします。
ただいまから、各会計の決算認定の議案を上程いたします。
日程第13、認定第1号から日程第18、認定第6号までの6議案を各常任委員会に付託する関係上、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 始めに、会議日程資料の10ページをご覧ください。
各会計決算について、ご説明申し上げます。
常任委員会で十分ご審議されることと思いますので、ここでは主な項目についてご説明いたします。

認定第1号 令和2年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

決算書144ページをご覧ください。実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が48億318万8千円、歳出総額が45億5,665万3千円、歳入歳出差引額は2億4,653万5千円円であります。

そのうち1,877万9千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は2億2,775万6千円となっております。

2・3ページ、歳入の概要につきましては、町の自主財源であります町税が総額4億6,971万9,162円で、前年度比0.2%、およそ81万円の減額となっております。調定額に対する収納率については、95.2%と前年度比0.1%の増となっております。

地方消費税交付金は、1億2,456万7千円で、前年度比24.4%、およそ2,441万円の増額となっております。

主要財源の地方交付税は、16億3,102万8千円で、前年度比1.5%、およそ2,415万円の増額となっております。

内訳につきましては、過疎対策事業債の元利償還金が基準財政需要額に算入されたことなどにより、普通交付税が前年度比4.5%、およそ6,155万円の増額、特別交付税については緊急防災・減災事業単独分の減などにより前年度比16.3%、3,740万円の減額となっております。

4・5ページ、国庫支出金は、10億9,185万5,744円で、前年度比225.4%、およそ7億5,631万円の増額となっております。

これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、特別定額給付金事業費補助金の改造皆増などによるものでございます。

県支出金は、2億3,540万5,612円で、前年度比18.6%、およそ3,690万円の増額となっております。繰越金は、2億3,947万9,661円で、前年度比5.2%、およそ1,175万円の増額となっております。

町債は、6億5,832万6千円で、前年度比70.1%およそ2億7,131万円の増額となっております。

主な内訳につきましては、44・45ページをご覧ください。農林水産業債については、基幹水利施設ストックマネジメント事業、高岳地区ほ場整備事業に過疎対策事業債、公共事業等債を合わせ4,196万7千円を、46・47ページ、教育債では学校給食費助成事業などに過疎対策事業債3,400万円をそれぞれ借り入れしております。

総務債では、市町村役場機能緊急保全事業に公共施設等適正管理推進事業債2億9,430万円を、県貸付金では、既発債の借換財源として1億9,690万円を借り入れしております。

次の歳出の概要につきましては、別紙の性質別歳出の状況をご覧ください。

義務的経費であります人件費、扶助費、公債費は総額で17億212万4千円と、前年度比39.1%、4億7,874万2千円円の増額となっております。

これは、既発債の借換及び繰上償還を行ったことにより、公債費が7億5,580万9千円と前年度比115.6%、4億530万円の増額となったことなどが影響したものであります。

投資的経費であります普通建設事業費は、7億7,448万5千円となっており、新庁舎建設事業の本体工事開始による増、公営住宅整備事業の外構工事の終了及び整備戸数の半減による事業費の減、中学校校舎改修事業の終了による皆減などにより、前年度比2.1%、1,688万2千円の減額となっております。

物件費、補助費等、積立金、貸付金、繰出金などのその他の経費につきましては、総額で20億7,948万4千円となっており、前年度比36.6%、5億5,682万9千円の増額となっております。そのうち補助費等については、新型コロナウイルス感染症対応に係る特別定額給付金給付事業、地域商品券交付事業、中小企業事業継続支援金交付事業などの皆増により前年度比139.7%、6億9,046万8千円の増額となっております。

次に実施事業の概要についてご説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応関係事業としては、特別定額給付金給付事業、地域商品券交付事業、中小企業事業継続支援金交付事業、学生生活支援臨時交付金事業などを実施しております。

新庁舎建設事業につきましては、昨年10月から本体工事に着手し、令和4年5月の新庁舎開庁に向け準備を進めているところでございます。

継続事業の公営住宅整備事業については、1棟2戸建ての住宅2棟を整備しており、社会資本整備総合交付金事業では、町道の道路改良事業など社会資本整備に取り組んでおります。

消防関係では、老朽化している防災行政無線の中嶋地区屋外子局について改良工事を実施し、防災力の向上を図っております。

教育関係では、学校教育におけるパソコン端末等の整備、スクールバスの購入、農村環境改善センター空調設備更新事業などを実施しております。

これら決算数値による各項目の比率等については、経常収支比率が88.5%と前年度比5.6%の減であり、公債費率は前年度と同じく8.5%となっております。

また、一般会計のほか特別会計などの公債費を含めた地方債の返還金の大きさを、町の財政規模に対する割合で表している実質公債比率は11.8%で、前年度比0.9%の増となっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第2号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

178ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が8億1,269万2千円、歳出総額が6億3,347万1千円、実質収支額は1億7,922万1千円となっております。

146・147ページ、歳入の概要については、国民健康保険税が1億899万736円で、前年度比2.5%、およそ283万円の減額となっております。調定額に対する収納率につきましては、85.6%と前年度比1.5%の増となっております。

県支出金につきましては、歳出に見合った額が収入されており、一般会計からの繰入金である他会計繰入金は、前年度比2.0%、およそ95万円減額の4,699万3,649円となっております。

次に、歳出の概要ですが、148・149ページ、保険給付費では、療養諸費が4億468万5,975円で、前年度比で4.0%、およそ1,574万円増加し、保険給付費の総額でも前年度比4.2%、およそ1,844万円増額の4億6,240万2,127円となっております。

また、国民健康保険事業費納付金については、総額で1億5,319万1,025円を支出しております。

以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第3号 令和2年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

194ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が8,597万5千円、歳出総額が8,586万1千円、実質収支額は11万4千円となっております。

歳入の概要については、180・181ページ、後期高齢者医療保険料が5,782万2千円で、前年度比11.8%、およそ612万円の増額となっております。

調定額に対する収納率は、99.9%と前年度比0.5%の増となっております。

また、一般会計繰入金は、2,764万4,823円で、前年度比9.5%、およそ241万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、182・183ページ、総務費が284万1874円、後期高齢者医療広域連合納付金が8,288万3,049円で、前年度比11.1%、およそ829万円の増額となっております。

以上が後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第4号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

210ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が3億1,617万9千円、歳出総額が3億599万8千円、歳入歳出差引額は1,018万1千円であります。

そのうち2万円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は1,016万1千円となっております。

歳入の概要につきましては、196・197ページ、使用料は、8,041万8,991円で前年度比2.5%、およそ196万円の増額となっております。調定額に対する収納率については、93.5%で前年度比0.5%の増となっております。

一般会計からの繰入金は、1億5,238万8千円で、前年度比6.0%、およそ861万円の増額となっております。

町債では、公営企業会計適用債、秋田湾・雄物川流域下水道事業債及び建設利息償還債として、総額7,952万8千円を借り入れしております。

次に、歳出の概要ですが、205・207ページ、県が事業主体となっている秋田湾・雄物川流域下水道事業では450万1千円を、下水道維持管理費では、総額で7,684万3,053円を、208・209ページ、公債費では、総額で2億2,266万8,145円をそれぞれ支出しております。

以上が公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第5号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

はじめに保険事業勘定についてですが、254ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額が9億6,477万1千円、歳出総額が9億3,466万6千円、実質収支額は3,010万5千円となっております。

歳入の概要については、212・213ページ、介護保険料は、1億6,979万200円で、前年度比1.8%、およそ318万円の減額となっております。調定額に対する収納率は、98.7%で前年度比0.2%の増となっております。

また、国庫支出金や支払基金交付金などにつきましては、歳出に見合った額が収入されており、一般会計繰入金は、1億4,615万4千円で、前年度比8.6%、およそ1,158万円の増額となっております。

歳出の概要については、214・215ページ、総務費は、総額で1,629万8,330円を、保険給付費では、介護サービス等諸費の7億5,946万1,030円をはじめ総額で8億6,002万2,733円を、地域支援事業費では総額で4,280万6,344円をそれぞれ支出しております。

次に、介護サービス事業勘定についてですが、264ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出総額ともに463万2千円となっております。

256・257ページ、歳入は、介護予防給付費収入が427万8,670円、繰越金が35万3,820円、258・259ページ、歳出は、保険事業勘定への繰出金が463万2,490円となっております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第6号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について

決算の概要をご説明申し上げます。

272ページ、損益計算書をご覧ください。令和2年度の当年度純利益は、前年度比およそ93万円減額の654万2,525円で、当年度未処理分利益剰余金は、1億3,272万8,778円となっております。

279ページ、収益費用明細書の収入の部、水道事業収益では、給水収益が1億4,422万4,630円と、前年度比2.0%、およそ278万円の増額となっております。

280ページ、支出の部の水道事業費用総額は、1億5,043万2,806円となっており、そのうち営業費用が1億4,448万4,728円と、前年度比7.2%、およそ973万円の増額となっております。

281ページ、営業外費用では企業債利息が579万9,188円と、前年度比9.5%、およそ61万円の減額となっております。

282ページ、資本的費用明細書の収入の部は、総額6,969万9,700円となっております。そのうち企業債の4,060万円、一般会計出資金917万3千円、国庫補助金1,834万6千円については、水道管路緊急改善事業送水管布設替に係るものでございます。

支出の部の資本的支出としては、収入の部でもご説明いたしました主に送水管布設替事業分として配水施設整備費に総額7,905万1,500円を、企業債償還金では、2,733万9,851円を支出しており、総額で1億903万2,253円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、270ページの下段に記載のとおり、消費税及び地方消費税などで補てんしております。

以上が、上水道特別会計決算の概要であります。

令和2年度各会計決算の概要をご説明申し上げます。よろしくご審議のうえ、認定

いただきますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 次に、代表監査委員による監査の報告を求めます。はい、渡邊代表監査委員。

代表監査委員 渡邊 優 (監査委員の意見書により監査報告の説明)

議長 伊藤秋雄 それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 それでは午前中に引き続き、再開いたします。
これより、議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第13、認定第1号 令和2年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、5番 石井清人君

5番 石井清人 5番 石井です。決算書20ページの土木使用料の住宅使用料なんですけども、これ多分総務産業委員会で全部話し合われていると思うけども、私、委員会違うのでちょっと参考までに聞きたいのだけども、町営住宅に入るには申請をして書類を出して、それから役場で許可を出して入居するんですけども、そうした場合やっぱり入って住宅使うのだから、使った分のお金を払うというのはこれは当然のことで、やっぱり貸し借りに対してお金を払うということは、人として真偽、信用というか行うためには当然のことだと思っただけども、そこで未納が出てくるんですね。
監査委員さんの報告では現年度は13万9千円、累積では352万6千円なんだけども、そこで二つ程聞きたいけども、このお願いして入って家賃払いますよと今入ってるんですけども、滞納があれば明渡しを命じることが出来るんですけども、そういう厳しいところまではやってないのかなって、一つの手段だと思っただけどもなそういうこと。
それから二つ目なんだけども、前に何月議会であったかな、何だかの条例で保証人を付けるという条例あったけども、保証人という効果がどの位あるのかなと思って、今回この町営住宅についても連帯保証人付けてるんですね、そうすれば本人が払わないとなれば、連帯保証人に掛け合って納めてください、ということも出来るはずなんだけども、連帯保証人に行って掛け合っているのかどうか、そこ辺りの二つのところがちょっと疑問なので、どういう対処しているのか教えてください。
分からなければ後でもいい。

議長 伊藤秋雄 加藤建設課長。

建設課長 加藤恒貴 ただ今のご質問にお答えいたします。まず始めに、一問目の滞納に関する明渡し請求の件ですが、現時点ではまだそこまではいっておりません。
ただ、所定の手続きによりまして催告等行いまして、個別に電話相談受けたり、誓約書を書かせたりしての対応となっております。
二つ目の連帯保証人についてですが、ちょっとその辺詳しい内容実際筆跡調べまして後でご報告いたします。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 73ページの医療給付費の扶助費のところ、国保とか移動している中でこの福祉医療費とか若干減額の方にいってるんですが、この要因というものをちょっとお聞きしたいなと思います。福祉医療費の。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤保健課長。

保健課長 加藤宏 県補助分、町補助分の内容を知りたいということでしょうか。

2番 小柳 聡 内容？はい。

保健課長 加藤宏 県補助分というのは福祉医療費自己負担分に係る支払いの、補助負担の半額分が県からの補助によって賄われております。
その下の町単独分というのは、県の基準であります中学生までとなっております。高校生以上とかは町単独で補助しております。その減額になった理由ですが、医療機関に罹るのを控えたということが考えられると思います。

後は対象者が多少なりとも減少しているということだと思います。

議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 133ページのえきまえ交流館費のところの施設清掃業務委託料、これちょっと私委員会違うのであれなんですけども、大体清掃に月22万掛っている計算になるんですけども、まずこれだどこの中でも減っているのが現状でございまして、考え方としてこの清掃業務委託料の委託内容をちょっと減額の方に考えていく方向性というものを検討していただけないかなというところをちょっとお伺いします。

議長 伊藤秋雄 齊藤教育課長。

教育課長 齊藤嘉生 ただ今のご質問にお答えしますけども、減額ということは考えておりません。年間契約でございまして、減額ということは考えておりませんが、この後もしコロナの関係で利用人数が減る、閉館になるといった場合には業者さんとの協議が必要になってくるのかなとは考えます。以上です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第1号について質疑を終わります。
次に、日程第14、認定第2号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第2号について質疑を終わります。
次に、日程第15、認定第3号 令和2年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第3号について質疑を終わります。
次に、日程第16、認定第4号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第4号について質疑を終わります。
次に、日程第17、認定第5号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第5号について質疑を終わります。
次に、日程第18、認定第6号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第6号について質疑を終わります。
これにて、認定議案に対する質疑を終わります。
ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。ご苦労様でした。
暫時休憩いたします。

(休 憩)
(渡邊代表監査委員退席)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 会議を再開いたします。
次に、日程第19、報告第3号 令和2年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び令和2年度八郎潟町水道事業会計経営審査について、を上程いたします。
提案者の報告を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 会議日程資料の16ページをご覧ください。

報告第3号 令和2年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び令和2年度八郎潟町水道事業会計経営審査について

財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別添の「令和2年度八郎潟町財政健全化及び経営健全化審査意見書」を付けて、健全化判断比率及び資金不足比率を議会へ報告いたします。

議長 伊藤秋雄 報告第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第3号についての質疑を終わります。
次に、日程第20、陳情について、を上程いたします。
お手元に配布しております陳情は、2件であります。
提出された議案等並びに陳情について、皆様に配布いたしました、議案等付託表及び陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。
事務局長から、委員会室を報告させます。

事務局長 相澤重則 第1委員会室で、教育民生常任委員会、第2委員会室で、総務産業常任委員会を開催していただきます。

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は午前10時より本会議を開きます。
本日の会議はこれをもって散会いたします。
ご苦労様でした。

(閉会 午後 1時44分)

令和3年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第2日目 令和3年9月10日（金）

議長 伊藤秋雄 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより、一般質問を行います。最初に4番 北嶋賢子さんの一般質問を行います。4番 北嶋賢子さん。

4番 北嶋賢子 議席番号4番 日本共産党の北嶋賢子です。大きく二項目の通告をさせていただきました。心に鑑みて子供たちをコロナの第5波から守るためと思って、コロナを主にさせていただきました。
大きな一番としてコロナ感染症対策として、町民をコロナの第5波から守るために、コロナ感染症対策として、十分な手当があるかどうかということで質問させていただきます。コロナ感染症は秋田県でも毎日のように更新し、8月24日には50人と日々深刻さを増しております。
9月に入ってからはいくらか少なくなってきましたけれども、湖東地域唯一の湖東厚生病院にコロナ専用ベッドはあるのでしょうか。
病院と地域の連携は更なる感染拡大に備えて湖東病院を中軸に体制の強化を、またコロナによる失業者や生活困窮者、経営の継続困難に陥った事業者もいます。
需要低下による米価の暴落も予想されています。八方塞がりの状態にコロナ対策に係る財源不足を国、県に求めてはと思いますが、と言うことで大きな一にしました。
一のイとしては教育長さんの方に、子どもたちをコロナから守るために、今、子どもたちに家庭内感染も加えてすぐ子どもたちがコロナに罹っております。
家族感染が子どもたちに拡大する可能性があることから、予防の徹底と感染拡大に備えて、学校でも簡易キッドや検査の活用やPCR検査が出来ないかどうかお尋ねをしたいと思っております。
これは私には四人の孫がいるんですけども、四人とも十代です。そしてニュースを見ていると子どもたちのニュースばかり入ってくるもんですから、若者の感染ニュースが入ってくるもんですから、町としては学校としてはどのような対策とっているのか、ということで代打にしてみました。
最後の二ですけれども高岳山の砂防ダム工事の再開について、再開にまずホットしています。もう後これで終わりかなと思ってたので始めてホットしています。
工期が9月30日までとなっていますが、今工事中の土地改良整備との水の流れの関連は、どのようになるのか、完成図を知りたいと思っております。
数年前の議会で現地を見るということで申し出たところ、まだ未完成だからということで実現出来ませんでした。
お盆前だったので浦城の駐車場に車を置いて、墓地の掃除に行きました。早朝でしたので皆さんはまだ作業前でした。
カマとホウキとバケツを持った私に、「婆さん何しに来た」と荒い口調で言われました。村人と知り、しばし話をしました。我が家の墓地は先祖の墓じまいをしてもらって、たかおか霊園に移設をしましたが、親戚の放置された墓地が残っているものですから、私が動けるうちにはと思ってやっています。
巨大な重機と大きなトラック、そして大きなU字こうが積まれてました。お寺からの細い道をよくこんな大きなものが登って来るなと思って、やあ凄いな、やっぱりプロだなと思いました。
邪魔になってはいけないと思って、よかったよかったと思いながらそそくさと降りてきました。この高岳山の砂防ダムですけれども、町で出したハザードマップこれには浦大町が何処から崩れてきても、浦大町が全部かかってしまうんです。
ですからこれはやっぱりやらなければならないべなと、凄く心配してました。今回工事が始まったので、本当にこれは良かったなと思ってます。早期に実現してほしいと思っております。よろしくをお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。
始めに、コロナ感染症対策専用ベッドの有無についてですが、現在、秋田県内でのコロ

ナ感染者、コロナ患者、受入れ病院並びに病床数は公表されておりませんので、答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

病院と地域の連携ですが、湖東厚生病院では八郎瀉町、五城目町、井川町のコロナワクチン個別接種を、3町での接種希望者数を調整しながら実施しております。

県内の厚生病院での接種対応は、湖東厚生病院だけであり心から感謝をしております。また、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者並びに町民生活支援対策としては、これまでに感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、中小企業事業継続支援金交付事業や、地域商品券交付事業等の対策を重ねて参りましたが、更に8月20日付けで経済活動に影響を受ける事業者への支援金として、新たに618万9千円が交付され、現在、その支援事業については検討中でございます。

次に、高岳砂防ダムについては最初のダムが平成27年度に設置され、その後、今年の工事再開まで5年間要しております。町ではこの間、毎年事業の早期再開を要望して参りましたが、ようやく予算化され令和3年9月30日で竣工の予定となっております。

この工事は土砂災害を防ぐための工事であり、高岳地区土地改良整備事業との関連はございません。

議長 伊藤秋雄 はい、教育長。

教育長 江島廣 北嶋議員の二つ目のこどもたちをコロナから守るために、というご質問にお答えします。

町では夏休み中に12歳以上の6年生と中学生に対し、希望する保護者の同意を得てすでに70%の生徒がワクチン接種を終えております。

また、教職員に対しても優先接種として、休み中に大半教職員が接種を終えております。県教育庁保健体育課から小学校及び中学校における抗原簡易キッドが、本町に1セット10回分を2セット無償配布されます。

保管・使用に当たっては、一定の条件が必要となります。このキッドの詳細や検査実施体制、検査実施後の対応については、文科省から示されている活用の手引きによる方法で、細心の注意を払いながら実施することになります。

現在、小中学生には風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを徹底しております。登校後に体調の変化を来した場合は、保護者に連絡の上、速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことが原則です。

手引きによると、児童生徒へのキッドの使用にあたっては保護者と十分な連絡を取り、本人及び保護者の同意を得て直ちに医療機関を受診できない場合などにおける補完的な対応として、4年生以上の児童生徒を対象に実施可能となっております。

児童生徒や保護者の同意をもとに、校長の判断で検査を実施することになります。

普段医療従事者は学校には在籍しておりませんので、使用についてはキッド活用の研修を終えた教職員が立ち合いのもとで行われます。以上です。

4番 北嶋賢子 ご答弁有難うございました。コロナのことは議員の皆さんも当局の方も今の世情のことですので、おそらく私以上に皆さん分かっていると思えます。

湖東病院のことなんですけども、私ちょっとここのところ体調を壊して救急車の世話になって、一週間程入院してきました。

その時に思ったのは湖東地域に湖東病院があるものを中心にこれやったら、もっと対策として進むんじゃないかなと思ったんですけども、今、町長の説明で納得でございます。

そして高岳山の砂防ダム、今町長5年間と言いましたけども、本当にもう投げられたかなと思いました。いつまでたってもこのままだし、これは困ったなと思ったけれどもでも工事をしている人達と話をして、これ早く実現してほしいなと思いました。

50年に一度、100年に一度と今言えないものだから、雨が降れば大雨になるのでその度に心配しておりました。うちが一番低いところにあるものだから、雨が降ると祖父も父親もそれこそ禪一丁さ螻蛄着て、土囊積を付けました。

そのころから子どものころからその姿を見てきてるものだから、だから改良に改良を重ねて今のような状態になっているんだけど、やっぱりこの後ハザードマップにも出るくらいだから対策として、出来れば安心したいと思えます。

子どもたちのことなんですけれども、孫が4人いて下が小学校4年生、次が中学校3年で今年受験です。そして高専の2年と高専の4年と4人いますけれども、高専の4年生の子どもが横浜で今回研修があるって言うんで、でも関東地区なもんだからストップがかかりました。関東地区に行けないからということで、岩手になったどって言うから岩手からもストップがかかって、そして結局は秋田市になって家から通える範囲内なんだけど、缶詰状態になってそして研修終わってからもホテル住まいをして、このよ

うにもう完全に防止のために徹底してます。

今、町長からの答弁と学校の方でもちゃんとした対策を取ってるみたいなので、一応一安心しました。皆さん分かっていることなんだけれども、一応今の世情を考えてコロナの質問をさせて頂きました。どうも有難うございます。終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて、4番 北嶋賢子さんの一般質問を終わります。
次に、1番 加藤千代美君の一般質問を行います。1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 1番 加藤です。私の方からは職員研修についてご質問したいと思います。
これについては、私は以前に質問しておりましたけども、先月の議会に金議員に応えた内容と大体同じような答弁であったんですが、視点を変えてちょっと質問してみたいと思います。

先の6月定例議会において、同僚議員の金議員が職員に地域づくり研修と参加を、と言うことで、これからの自治体は自らの創意と工夫によって個性豊かな町づくりを進めなければいけないと言われ、10年後には自治体の取り組みいかんによっては自治体間に相当の格差が付くだろうと言われております。

更に町づくり活性化のためにも、若手の職員を町づくりの各視察研修に派遣することを提案すると、こういう質問をなさっております。

これに対して町長は、町村会が主催する各階層別自治研修や自治研修所が主催する能力開発研修、市町村中央研修所が主催する市町村アカデミー研修に参加していると、こういう答弁をしております。その他に、民間企業に依頼して実施する職員接遇研修や先進地等への県外研修の予算を計上しておりますと答弁しております。

私は研修とは、地方自治法第1条にある地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図ると共に、地方公共団体の健全な発達を補償することが目的であると思っております。

また、地方公務員法第39条第1項で職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされております。第2項では前項の研修は任命権者が行うものとする、ということになっております。

第3項では、地方公共団体は研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項、その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする、となっております。

この法律の主旨にのっとり、今まで研修を行ってきたと思うが、町長が答弁している各々の研修機関では、どんな内容で研修を受けてきたのか、その内容を受けた研修生の資料を提示して貰いたいと思います。

また、市町村アカデミー研修所と東北自治研修所がある訳なんですけど、この二つの機関の研修内容がどのように異なっているのかも教えて貰いたいと思います。地方公務員法39条に規定しているその研修先に関する基本的な方針を定めた研修に、どんなものがあったか、この三つの観点についてお答え願いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 加藤議員のご質問にお答えします。各研修の内容についてですが、各階層別職員研修は、新規採用職員・3年目職員・主任級・係長級・課長補佐級の各階層別に求められる市町村職員としての必要な知識・技能を修得する研修であり、能力開発研修は、行政の様々な課題に対応する能力の向上を図るため、職員自らが知識・技能を修得する研修でございます。

また、市町村アカデミー研修と市町村行政の諸課題に対応できる人材の育成を目指しており、先進的な政策の情報や専門的な知識・スキルが修得できる研修でございます。

市町村アカデミー研修と東北自治研修所との相違点とのご質問でございますけども、市町村アカデミーは、研修科目が専門実務課程の研修でありますけど、東北自治研修への職員派遣は、行っておりません。

その他研修についてですが、地方公務員法第39条第3項は、地方公共団体は研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項、その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする、とあり研修の目標、計画のほか、研修に関する基本的な方針を定めると規定されており、議員言われるその他の研修について提起したものではないと思います。

議長 伊藤秋雄 1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 まず最初の課題ですが、その他の研修を受けてきた内容の中で、これは職改正に基づいて行っていると、その職改正というのは新規採用・3年目研修・それから課長補佐研修という研修に基づいて行っていると、その研修の例えば3年目研修・新規採用者研修

の内容というのは、一体どういうものなんですか。

議長 伊藤秋雄 総務課長。

総務課長 村井健一 今申しました階層別研修の内容というのは、初任者研修であればこれから行政に携わる職員としての基本的な内容、3年目となった時はある程度経過した段階でその町民対応ですとか、その階層別によって段々とスキルが上がって行ってるような内容となっております。以上です。

1番 加藤千代美 まあ新任者研修、3年目研修それからその階層に応じた研修を行っている訳なんですけど、特に新規採用者研修というのは非常に公務員となるための重要な課題を占めていると思うんですよ。
そしてそれに基づいて、3年間でどういう経過を得てどういう具合に進歩して来たかそういう過程を見る研修であると思うんですが、町においてはその研修内容が十分に生かされていますか。

総務課長 村井健一 質問にお答えしますが、いずれ研修を受講してそれぞれまるっきり無かった知識、特に初任者研修につきましては、新規採用職員につきましては、まったく学生から始めて社会に出る職員もごぞいます。
そういう意味では、研修は十分その職員にとって成果のある研修だと認識しております。

1番 加藤千代美 じゃあ二つ目の質問、市町村アカデミー研修と東北自治研修所について、お伺いしたいんですが、これはいずれも市町村が出資する財団法人ですね。
市町村アカデミーの場合は、全国の市町村が出資しているし、東北自治研修所は東北6県の市町村が出資していると認識しているけども、それについて間違いはないですか。

総務課長 村井健一 市町村アカデミー及び東北自治研修所、後は秋田の自治研修所いずれについても、町・県なりが出資して作られた機関だと思っております。

1番 加藤千代美 前のところとちょっと噛み合うんですが、新規採用の職員と3年目研修、総務課長が県の自治研修所の名前も挙げましたけども、この人方の研修は何処で行っているんですか。

総務課長 村井健一 初任者研修、3年目研修その他主任者研修も含めまして、階層別研修につきましては、本町の場合は秋田県の自治研修所です。

1番 加藤千代美 秋田県の自治研修所でやっているということなんですが、じゃあアカデミー研修にはその分野では職員は派遣していないということですか。

総務課長 村井健一 アカデミー研修は町長の答弁にもありましたが、その階層別研修はございません。
専門的な分野に分かれた研修内容が、年度当初示されております。
例えば、税務関係の研修ですとか、色んな分野別にも研修項目が分かれておりますので、それについては新規とか3年目研修とかということではございません。
ただ本町の場合、今年と去年についてはコロナの関係で派遣しておりませんが、毎年何人かの研修生を派遣しております。

1番 加藤千代美 私が今まで質問してきたときに、前の答弁で市町村アカデミー研修にも行っているとそういう答弁であった訳ですが、私はその時点でこれは市町村アカデミーにおいても、新規・3年目研修それから専門分野の研修、そういうものが行われたと理解してたんですよ。
今、答弁聞いて分かりましたけどもそこでもう一つ、二つ目の質問に関連するんですが、市町村アカデミー研修においては専門分野、その所管に応じた専門分野の研修が市であると、こう言う答弁でしたね。
私インターネットで東北自治研修所の内容を見ました。東北自治研修所の内容も専門分野なんですね、専門分野でその地域が抱えてる難題を皆んなで何と言いますかディスカッションすると、そこで何かの方策を見つけると、そういう研修が主なんですけど市町村アカデミーは、そういう研修ではなくて一方通行の研修なんですか。
例えば、講義をしてただそれを受講してやるとそういう研修ですか。そして付け加えるとその教えられたものに対しての点数、そういうものは付けられるんですか。そういう

う報告書は来てるんですか。

総務課長 村井健一 市町村アカデミー研修所において受講される研修につきましても、私自身20数年前に参加したことあるんですが、議員言われるような一方的な研修内容ではございません。さっき言ったような形で諸課題に対する色んなことについては、全国から集まる同じ職種の職員とデスクッションしながら、そういった研修を研修の内容にもよりますけども、10日から14日と長期に渡る研修を受講して、かなりこう実のある研修だと思っております。

1番 加藤千代美 そうすると当然そういうものについては、義務形式の論文方式だと思うんですが、それに対する報告書というのは出されたものなんですか。

総務課長 村井健一 アカデミー研修につきましては、最後研修を終える時に学長に対してこの受講した内容について、論文を書いてそれで受領書をもらう決まりになっております。それを持って来て当然他の階層別研修、県内の研修においても何でもそうですけども、職員はそれに対する研修に参加した復命書を、町長に対して必ず復命しております。

1番 加藤千代美 私この何回も言いますが、東北自治研修所ではそのテーマごとに論文を公開してるんですねインターネットで、私達はそれを見ることが出来るんですけども、アカデミー研修では私見れないせいか分かりませんが出てこないですよ。その作った人の名前が具体的にあって、何についてどういう研究してきたかというのが赤裸々に出てきます。各市町村で行かなかった市町村の人方もそれを見ることによって、大きな参考になると思うんですよ。もし、片方の研修所でそういうものを出してるんで、仮にそういうものがあるとするならば公開した方がいいんじゃないですか。それについてはどうですか。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 東北自治研修これに参加した方が良いというご質問ですか。そういう質問あれば私方も調べておきますが、これ例えば二ヶ月位係る研修であれば、なかなか職員派遣それも難しい状態です。ですから研修期間というのはお分かりでしょうか。逆にご質問しますけども。

1番 加藤千代美 東北自治研修所は確か二カ月なはずですよ。自治大学は三カ月、市町村の研修所でやっているのは、おそらく三日か一週間じゃないですか。今どうなってるか分からないけども、私が何故こういうことを質問をしたかと言うと、東北自治研修所というのは東北の各市町村が出資して身近なところで研修をやっているという利点がある訳ですよ、中身はもっと細部に亘って慎重に細かくレポート提出とか、そういうものがいっぱいある訳ですよ。それでどれが良いかどれが悪いかということではなくて、私はこういう二つの研修施設があるけども、この内容についてこうですよとそういう取捨選択するのは、派遣する市町村長にある、と法律に書いてある通りなんですけども、その観点に対して聞いてるんです。

議長 伊藤秋雄 ちょっと暫時休憩します。

(休 憩)
(再 開)

議長 伊藤秋雄 再開いたします。村井総務課長。

総務課長 村井健一 今、議員東北自治研修所の方がレポートを公開しているとかって言う話ですけども市町村アカデミーについても冊子ございます。その中で色々論文的なところとか、感想ですとか公表はされております。

東北自治研修所の研修につきましては、市町村職員の海外研修とアカデミー研修と国際文化研究所の研修につきましては、県の振興協会が実施しております助成金事業の対象研修となっております。

東北自治研修所の研修は対象になっておりません。そういった観点から同じような内容であれば、市町村アカデミーとか広く全国から集まる研修生と一緒にやった方が実にもなるし、定期的にも助成金がありますのでそういった意味で、市町村アカデミーを選択しております。以上です。

1 番 加藤千代美 はい分かりました。第39条に規定するその他研修について聞きますけども、このその他研修というのは市町村が目的を定めて研修する、とさっき町村長が言いましたけども、正にその通りなんですけどこれは単にその市町村アカデミー研修とか新規とか3年目研修とかとは別に、これは市町村で独自に研修を定めて職員を研修させる、そういうシステムでもあると思うんですけども、それについてはどうですか。

総務課長 村井健一 第39条のその他研修というのは、まずは議員言われる研修を自治体が企画するとかではなくて、職員の研修の目標ですとか研修計画あるいはこれら他の研修に関する色んなことを定める、という規定だと解釈しております。

1 番 加藤千代美 冒頭で町長は町づくりの視察研修に職員を派遣するということをおっしゃってましたよね。その町づくり視察研修に職員を派遣するという内容は、このその他研修に入るんじゃないですか。違いますか。

総務課長 村井健一 その他研修では前回、金議員が質問なされた件についての答弁内容でございます。なので、町の企画する研修としては職員接遇研修、後は先進地へ参加するための研修費の予算を計上しているというような答弁内容でございます。

1 番 加藤千代美 じゃあその他研修の中で先進地に派遣させる場合、職員を派遣研修させる場合にどういふ計画立案をしているのでしょうか。それは研修に行きたいという人が研修立案するのか、行政の方でそれに対する企画立案をして職員を派遣させるのか、その辺はどうですか。

総務課長 村井健一 色んなパターンがあると思っております。各課における業務の中でどうしても予定してなかった先進地を視察する場合も、予算上置いてない場合、突発的にちょっと先進地研修したいという場合もあるでしょうし、後は職員自らが企画して申し出る場合もございます。予算計上時、何処々に何の研修という形で置いたものではなくて、そういった場合に備えるための予算計上でもあります。

1 番 加藤千代美 じゃあ今の答弁の中で、具体的なものにはどういうものがありますか。あったのですか。

総務課長 村井健一 正直言いまして毎年回数ある訳ではございません。最近思い当たるところでいきますと産業課の方で、今回、再生可能エネルギーの事業関係で先進地を視察したというのが数年前でございます。後は職員がこれはアカデミー研修、いずれこういう研修に参加したいというところで参加した研修もございました。

1 番 加藤千代美 要望しますけれども、その他研修の職員が自ら計画・立案して計画した研修、それから町で仮に課題を設けて視察した研修の復命書があったら後で見せてもらいたいと思いません。よろしいですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 資料の提出というご質問もございましたけども、職員が行って持って来た資料を提出するということですか、それとも復命書なんですか。

1 番 加藤千代美 復命書、私が言っているのは復命書のことですよ、当然。

総務課長 村井健一 復命書ということですが、それがまあそのまま見せることになるのか、あるいは情報公開請求してもらって見せることになるのか、ちょっとこの辺については後でご報告したいと思います。

1 番 加藤千代美 分かりました。じゃあ二問目のことについて質問いたします。二問目については私が持っている法律が改正になっておりまして、ちょっと内容が変わります。法律の条文だけが変わっております。この条文は地方公務員法の改訂版が今月出るそうですので、それに載っているということで後でこれ見つけたので、その辺はご了承願いたいと思えます。

職員の職務階級とその責任についてということで伺いたいと思います。地方公務員法は前段でもお話しいたしましたが、地方自治法第1条に定めてある条項を遂行するために、地方自治法152条第2項により、地方公務員法第32条に基づいて、職員の服務規定あるいは事務決裁規定を定めているものと私は理解しております。

八郎潟町職務規定第1章総則趣旨第1条、この規定は別に定めるもののほか、八郎潟町に勤務する一般職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下職員という）の職務に関し必要な事項を定めるものとなっております。

ところが役場で発生した不祥事件について、一介の臨時職員が五城目署に呼ばれ、はたまた検察庁の検事に呼ばれ、おまえは犯罪者であると決めつけられて尋問された、と本人より私に相談がありました。

それは7月12日と8月12日とその後2回あったようです。なぜ尋問されたのかと尋ねたところ、私に相談された方の印鑑が押印された書類がある、しかも貴方は一介の臨時職員であるけれど、立派な八郎潟町の公務員であると言われたそうです。

この内容については、役場では状況を把握しているのか、把握しているとすればこのことについてどのように対処したのか、お聞かせ願いたいと思います。

町長 畠山菊夫 答弁の前に地方公務員法第32条とおっしゃいましたけども、23条ですか32条ですか。

1番 加藤千代美 32条です。私、冒頭にお話ししました通り、この情報については法律が改正になっておりますので、新しいのを見つけて32条に置き返したのです。

町長 畠山菊夫 お答えいたします。昨年度発生した元職員による一連の不祥事については、数回にわたり当事者への事情聴取を経て、その対応等について五城目警察署へ相談し、令和2年8月14日付けで、被告訴人を元職員及び会計年度任用職員として、告訴状を提出しております。

当然、告訴状が受理されると警察や検察の捜査が開始されますが、その内容については、警察や検察から報告されるものではありませんので、町では把握しておりません。

なお、会計年度任用職員は、地方公務員法の服務規程が適用される一般職員の地方公務員で、任期の定めのある非常勤職員であることから、元職員と同じく、警察及び検察の事情聴取が行われたものと思います。

1番 加藤千代美 私、最初の質問の中とだぶってくるんですが、職員が採用された時に、職員研修をしっかりやっていると、3ヶ月なれば3ヶ月毎の研修もやっていると、職改正の時も職員研修受けてると、こういうことになってますよね。

役場の行政の組織機構の中に、決裁規定がありますよね。決裁規定があった時に臨時職員が決裁を受けるということは、決裁というか判を押すという規定はないですよ。

職務権限の中身の中には、そういうのはないですよ。私が調べたところ、がしかしこの場合はその一般の臨時職員が判を押してるんですよ。これどういうことですか。

総務課長 村井健一 議員言われる本人の印鑑押印したものとされましたが、町の方ではそれらの書類は、この発生した事案に対しては一切残っておりません。だから何の書類を見てその押されたもの、おそらく警察とかの書類ではないかと思いますが、町の方ではそういう押させたというか、そういう書類は残っておりません。

1番 加藤千代美 じゃあそれは確認して来ますけども町ではそれを確認していないということですね。その書類は。

総務課長 村井健一 押された書類をですか。

議長 伊藤秋雄 はい、千田副町長。

副町長 千田清 私も事情聴取した中で、押されたというのはおそらく出勤簿じゃないかと思っております。だから普通の決裁書類とかそれとは違うと思います。

1番 加藤千代美 一つ確認しますけども、役場で物を発注した時に伺いを立てますよね。それには決裁印押しますよね、それで物を発注して受領した時には誰が印鑑を押すんですか。

品物を発注して物が来た、それを受領する時に誰が印鑑を押すんですか。出納ですか。

それとも担当課長ですか。事務規定を見れば産業課の決裁する内容、総務課の決裁する内容、その他の決裁する内容そういうのを書いてありますけども、実際に受領する時

は誰の判を押すんですか。

議長 伊藤秋雄 村井総務課長。

総務課長 村井健一 例えば物品を購入したという例で例えますと、発注して納品されました。そうすればその業者からは請求が出来るための請求書、見積書、内訳書等が来ます。その物に印鑑を押す、押させるそちらは会社の方の決まりで確かに押したと、受領印押させる場合もごさいます。

ほとんどはそれを町で頂くと、町の方で伝票、支払事務に移行してる状態でごさいます。その決裁については財務規則で定められた金額で、課長なり副町長、町長という段階でごさいます。以上です。

1番 加藤千代美 分かりました。私の質問は以上でありますけども、物の決裁、物の流れの順序を明確にしておいてもらいたいということを要望して、私の質問は終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて、1番 加藤千代美君の一般質問を終わります。
次に、2番 小柳聡君の一般質問を行います。2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。一般質問の許可を頂きましたので、通告に基づき一般質問をさせて頂きます。

本日は表題を三つに分けてお話しをさせて頂くのですが、全てウィズコロナとしての向き合い方、またアフターコロナを見据えた考え方等、コロナ禍の中でどのように諸課題に対応していくのか、というところを議論出来ればと思います。

最初に一問目、コロナワクチン接種についてというところをお伺いしますけども、コロナワクチン接種については当町に於いても、関係者の尽力や関係機関のご理解によって順調に進んでいるものと認識しております。

改めて感謝を申し上げますと共に、今後ももう一頑張りをお願いしたいと思います。

ワクチン接種によって感染リスクを減らすことは出来るが、ゼロにするというところまではなかなか難しいのかもしれない。ただ重症化を防ぐ効果は全国的な傾向を踏まえても充分に感じているところです。

8月末の段階では秋田県内に於いても、病床使用率が増加傾向にあり、病床を273床まで増やす、ということが報道でもありました。これ以上増やすとなると一般医療への影響も厳しくなることから、そのような観点も踏まえ私の考えとしては、一人でも多くの方にワクチン接種を受けて頂きたいと考えております。

当町に於いても希望者の接種完了見込みが10月中と報道などで目にしております。

そこでまず現状の接種状況を確認していきたいのですが、2回接種を終えた町民ほどの程度かというところをお伺いします。これは直近の分かる数字で結構でごさいます。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。

9月1日現在、総数では対象者5,275人中3,114人が2回の接種を終えられております。内訳は65歳以上の方が2,552人中2,272人、64歳以下の方が2,723人中842人となっております。

2番 小柳 聡 はい、有難うございます。昨日の行政報告で65歳以上86%という数字の若干やっぱり9月の最新の情報で上がっているなということも確認出来ました。今ざっと60%程度まで来てるのかなというところを確認したんですけども、それではワクチン接種済みの方と予約受付者を合算した場合、どの程度の人数になるのかというところをお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 予定者が9月1日現在で1,270人おりますので、既に接種済みの方と合わせると4,384人となり、8割以上の方が接種終了の見込みとなります。

2番 小柳 聡 有難うございます。これはまず80%以上が接種、10月の段階で終わるんだなというところはもう安心でごさいますし、ただこれちなみに職域接種の数というものは追えているでしょうか。

議長 伊藤秋雄 保健課長。

保健課長 加藤宏 小柳議員のご質問にお答えします。これはあくまでも集団接種及び医療機関に対する接種の人数でございます。

2番 小柳 聡 はい、実は私の嫁さんも職域で一昨日1回目を受けました。多分そういった数字がこれに若干プラスされてくるのかなといったところを感じておりますので、まあ90%弱ぐらいまではいくのではないかなというのが私の感想でございます。
希望者への接種の見通しが立っているということは喜ばしいことではありますけれども、今まで副反応等に対して警戒心があって早期接種に慎重になっている方も、一定数はいるものと認識をしております。
そういった方々が周りの接種状況を見たうえで、やっぱり接種したいなと思い直した場合、基本的に集団接種で対応してきた当町に於いて、どのように対応していくのかというところをお伺いしたいと思っております。
これは未接種の方々が例えばまだ予約をしてないんですけど、10月以降集団接種終わった段階でも希望する、といったことがあればどのように対応するのかといったところと、接種券に有効期限はあるのかというところと合わせてお伺いしたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 本町における集団接種は、10月10日で終了する予定でございます。湖東厚生病院での個別接種は、現段階では、10月26日で終了する予定となっております。
その後、ワクチン未接種の方が接種を希望した場合は、周辺の医療機関で接種出来るよう、関係機関と協議して参ります。
また、接種券に有効期限は記載されておりません。今後、接種を希望する方には対応して参ります。

2番 小柳 聡 町の接種券を持って行くと周辺の医療機関で受けれるという認識で、これは間違いない、ちょっとそこを確認させて頂きたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 加藤保健課長。

保健課長 加藤宏 ご質問にお答えします。その考えで間違いないと思っております。

2番 小柳 聡 これは周りで安心材料に繋がると思っておりますので、これは是非私議会だより等で取り上げていきたいと思っております。
ワクチン接種会場に於いて私も接種をさせて頂いたんですけども、派遣スタッフも多かったことは感じましたが、当町の役場職員の方もいろいろな場面で駆り出されていることを目にしました。
通常業務に支障をきたしていないかというところを、心配があったので取り上げましたけども、集団接種は一時的でもあり、ある種のイベントのように人員配置をせざるを得なかったということも理解は出来るものです。
個人としては経験が増えることで、もう少し全体的にスリム化出来るような印象も持ちました。特に一回目の接種と比較した場合、二回目の接種に於いては待ち時間もすごく短くなり、スムーズに終わることが出来ました。これはおそらく医師の間診等が一回目をクリアしている分、ある程度簡略化出来る部分もあったものと感じました。
そこでお伺いしたいですけども、集団接種会場における担当課以外の職員の応援というのはどの程度であったかというところをお伺いしたいと思っております。

町長 畠山菊夫 担当課の保健課職員以外に、各課から通常業務を調整して1、2名程度の応援をお願いしております。
なお、接種会場が隣接している改善センターであることから、応援職員の緊急な業務等には即時対応出来る体制としております。

2番 小柳 聡 各課1名というところと5人から7、8人ぐらいをイメージするんですけども、そんなに支障はなかったという認識でよろしいですか。

保健課長 加藤宏 ご質問にお答えします。今議員がおっしゃられた通り業務には特に影響はなかったと認識しております。以上です。

2番 小柳 聡 この話題に触れたのは、もちろん来年以降もコロナワクチン接種は続いていく可能性があること、また2回接種した方に対する3回目のワクチン接種をする議論が高まって

いることもあり、今後もこのような体制を継続していくのであれば、今まで必要以上に慎重な配置をしてきた人員も、ある程度は適正な人数に絞っていく必要があるのではないかと考えて取り上げました。

これは今後、国の全額助成がいつまで続くかも不透明であるので、こういった質問をさせて頂きました。

そこで3回目接種があった場合、これは国の要請に従いながら実施していくのか、というところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 3回目のワクチン接種についても、これまでと同様にワクチン供給も含め、国の方針に従って実施することになります。

2番 小柳 聡 有難うございます。それでは今後実施する場合は、集団接種を基本として考えていくのかというところをお伺いします。

町長 畠山菊夫 これまでと同様に、集団接種と医療機関での個別接種を併用して、医師会及び医療機関と協議をしていくこととなります。

2番 小柳 聡 これちょっと今この後に関連してくるのでまとめますけども、夏休み期間として12歳以上の学生を優先して頂きました。これは湖東厚生病院でも集団接種とはちょっと違う形で設けてもらいまして、そこで中学生の子どもたちは副反応が出た割合が極めて多かったものと認識しております。

夏休み明けのテストはその理由で多くの欠席者が出ました。今後はそういった実情も踏まえて、翌日以降の状況にも配慮出来れば更に好ましいものと考えます。

2回目接種で副反応の影響が若い世代と、我々40歳以上の世代とでは大きく異なっていたと、これは周りの声を拾った限りではありますけれども、そこでサンプル的には私の知り合いで50件以上調べましたけども、圧倒的に若い世代の方に多く副反応が出たという事実を確認しました。

3回目の接種という点を考慮すれば、一般世代の方も一刻も早くと考える人はある程度少なくなることも予想出来ます。

選択肢があるならば3回目以降はそういったスケジュールも確認しながら、大人よりも子どもたちのスケジュールを優先した日程を調整して頂きたいと考えます。そのような観点からも3回目接種を行う際には、12歳以上に関して小中学校と相談の上でなるべく早く、大切な行事や大会等の日程にも考慮した上で実施して頂きたいと考えますけども、これは教育課と交わるかもしれませんが、当局として見解をお願いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 12歳以上の生徒等の接種につきましては、町内の個別医療機関の接種が7月から可能となったことにより、急遽、接種しやすい夏休み中の接種を勧めた7月下旬時点では、12歳以上の生徒は優先順位ではありませんでしたが、集団での感染リスク等を考慮して早期に実施しております。

夏休み中に2回目まで完了できればよかったですのですが、高齢者の集団接種と並行した個別医療機関での実施であったことや、急遽の開始であったことにより開始時期が遅れております。

また、夏休み明けのテスト日にワクチン接種の副反応により欠席をされた生徒につきましては、学校の配慮により、日を新たに設けて頂いた上でテストを実施したと聞いております。

コロナワクチン接種はこれまでのワクチン接種と違い、臨時接種であるため対象者が全町民でさらに短期間での実施となります。

日程等については限定されており、ご不便をおかけしますが3回目の接種が行われる場合も前述の趣旨をご理解頂きたいと思っております。

2番 小柳 聡 これは是非ちょっとまず出来る限りで一つ配慮頂きたい、というのが要望でございます。児童生徒への接種もですけども、子ども園の先生や教職員でも一般接種の中で、ある程度優先して頂いたように感じました。

私が3月議会で訴えた内容に少なからず添って頂いた形をとって頂けたことに対して、改めて感謝を申し上げる次第です。

今後も少しでもより良い提言となるように発言を続けていきたいと思っておりますので、ワクチン接種に関してもですね、続けていきたいと思っておりますのでよろしくお祈りいたしますと

いうところで、一つ目の質問は終えたいと思います。

次に、アフターコロナを見据えた観光とはという質問でございます。

昨年春から世の中は一変しました。当たり前の日常が失われ、それが正常に戻ろうとした途端に逆戻りになることもあり、今後も簡単には今まであった日常が戻らないものだと感じております。

商工業や特に商業や観光業の皆様は試練の日々が続いております。中でも飲食業の皆様は特に深刻であります。大きな会合も必然的に懇親会等がなくなり、そこから派生する経済効果もなくなっているのが現実です。

観光に目を向けてもコロナ禍、またアフターコロナの段階でも集団行動というものはあまり期待できません。

例えるならば大型バスで観光客が観光名所を移動する光景というものは、まだまだ復活を予感できません。

これからは小旅行や話題になった場所を訪れる「聖地巡礼」のような名所をやはり少人数で旅することが増えてくるものと感じております。

最近、八郎潟町でそれに近い現象が起きました。それは「あんごまソフト」が新聞に掲載されたことにより、注目を浴び「期間限定」というフレーズにも反応したのかお客さんが殺到しておりました。

もちろん個人や複数人程度での来客がほとんどでしたので、車の渋滞まで発生しました。新聞に取り上げられるきっかけとなったのは、「中学生×プロジェクト8×はちラボ」というそれぞれ3つの違う立場の団体のコラボレーションがあったからであると推測しております。

そしてその人気に火をつけたのがいわゆるSNS効果だと感じています。個人的にはインスタグラムでの写真投稿が一番目につきましたけども、「売り切れ情報」や「完売でゲット出来なかった情報」等を一緒に流し込んだ投稿も目立ったことが要因であると分析しています。

そしてその中には「あんごまソフトを食べて田んぼアートに来ちゃいました」という投稿も目にすることが何度かありました。

これはどちらがメインでもいいお話なんですけど、このような展開が増えてくることが今後の観光のキーポイントになると感じました。

点と点があればそこに線が引くことが出来て、それが複数あれば観光ルートとして線が増え、その線上の中にあるお店には必然的にチャンスが生まれます。

そういった仕掛けを町や観光協会と一緒に考えていきたいと思っております。

今回の件も特別な費用が計上されたわけでもありませんし、きっかけがあればこのコロナ禍でもヒット商品として、観光スポットのようになることが出来るという期待を感じさせてくれました。

まずは、その点を増やすことを考えていきたいと思っておりますけども、地域名物の開発や観光名所のブラッシュアップしてテコ入れしてほしいと考えますけども、当局としてどのように考えますか。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 近年の社会経済の変化に伴い、労働時間の短縮による余暇の増大や感染症対策等による屋外での体験観光、多趣味化に加え、SNS等による情報量の増加により休日の過ごし方が多様化しています。

従来の観光スタイルは、名所・旧跡の見学など複数の観光地を移動し宿泊先を変えていく周遊型観光が主でしたが、近年では宿泊地を拠点とし静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しみ、周辺の観光も楽しむ滞在型観光に加え、歴史遺産や町並み、古典芸能、コンサート、美術鑑賞など芸術、アミューズメント、ショッピング、寝食を楽しむ都市型観光も多くなってきています。

観光レクリエーションも見学型から体験型へ、金銭消費型から時間消費型へ、活動人数も団体旅行が減り、気の許せる家族や知人等と出かける個人・小グループ型が増加しています。

こうした中、本町においては、地域資源を生かしながら歴史や文化を取り入れ、県や近隣市町村と連携した取り組みを図っていききたいと思っております。

また、魅力ある観光・交流に向けて、豊かな自然や史跡、文化財など気軽に町内を周遊できるモデルルートを設定するなど、町観光協会や各種団体とも連携を図っていききたいと思っております。

なお、地域名物の開発や観光名所とのブラッシュアップについては、今後検討して参ります。

2番 小柳 聡 町長おっしゃって頂いたように、多様化してる中で正解を探すということはこれも難しいことは私も理解をしております。その中でなかなか個店の努力というところでは、結果にこれはちょっと商品開発的なところになるんですけども、個店だけの努力だけではなかなか結果に結びつかないのは重々承知をしております。そういった際にはコラボレーションを推奨してはどうかと思います。

事実、あんごまソフトも違った団体が協力して話題になりましたし、他の自治体のお店や名産品とのコラボレーションでも構わないと思います。当町の業者が販売権を持つことができれば特産品が少ない当町においても、その可能性は広がるかと思えます。

ただし、コラボだけではなくそこにはお客様が興味を持てるようなストーリーも必須と考えます。以上の点を踏まえ、特産品開発に向けた協議会設置やワークショップを、さっきの話とちょっとリンクするんですけども、開催してはどうかというところをお伺いします。

町長 畠山菊夫 湖東3町商工会の商工会アクションプログラムの中に商工会の目指す姿として、一次産業などとの多様な連携を積極的に進め新たな可能性を拓ける等とありますので、あきた湖東JAや湖東3町商工会などと連携しながら、協議会を開催していければと思います。

2番 小柳 聡 有難うございます。実はJAと商工会が連携したらもっといい発想になるのでないかなというところも考えておりました。実際、いろんな団体が交わることでこう新しい発想が生まれやすくなると私も認識しておりますので、是非そういったところを後押しして頂きたいと思えます。

観光地もスポット化を念頭に入れて頂くと、「聖地巡礼」のような観光客を誘客しやすいと思えます。

一例を挙げると田沢湖には「辰子姫」の像が飾られていて、昔から写真スポットとして親しまれております。

それならば八郎湖に「八郎太郎」の像を作ってみたとします。あくまでも可能性としてですが、「八郎太郎」を作ったらそこから田んぼアートまでの線で繋がります。

もしかしたら田沢湖と八郎湖を「八郎太郎と辰子姫」という伝説繋がりで観光ルートとしてこれは点と点で繋がる可能性もあります。

まずはそのようなスポット作りも歴史を紐解きながら、ゼロベースで考えてみるのが、コロナ禍である今のタイミングなのかもしれません。

以上の点を踏まえて、観光資源を洗い出しスポット作りをすることへの意欲を当局として持てるか、というところを今一度確認させてください。

町長 畠山菊夫 同じような答えになってしまいますけども、本町においては地域資源を生かしながら歴史や文化を取り入れ、県や近隣市町村と連携した取り組みを図っていかねばと思います。

また、魅力ある観光・交流に向けて、豊かな自然や史跡、文化財など気軽に町内を周遊できるモデルルートを設定するなど、観光協会や各種団体とも連携を図って参りたいと思えます。

議員言われる八郎太郎像ですか、いいですか、じゃあそういうことで。

2番 小柳 聡 これはですね「八郎太郎」の像をどうしても作ってほしいというお話しでもありませんので、これはどんな石を磨けば一番輝くのかなといったところを、これは一つの団体だけじゃなくて、オール八郎潟に近い形で考えていくべきタイミングなのではないかなと、このコロナ禍というのはそのタイミングなのではないかなと思って、取り上げた次第です。

海外旅行のマーケットも簡単には回復することは難しく、しばらくは国内回帰・地方への機能分散の流れが続くものと認識しております。そこで重要になってくるのがネットワークの基盤となる道路整備であると認識しております。

ここでやはりキーポイントになるのは、男鹿地域に結ぶ道村大川線と北秋田方面へ接続する国道285号に繋げる秋田八郎潟線の役割強化です。

この路線に関する延伸の話題は議会の中でも再三取り上げられておりますし、立ち上がるハードルも高いこともあり、五城目町との期成同盟会の中でも要望事項の最重要事項に取り上げられております。

この路線が繋がることで生活道路として、さらに観光路線としても役割が期待されるものと思えますけども、その後の何か進展があればちょっとお伺いしたいと思えます。

こう見解もあればお伺いしたいと思えます。

- 町長 畠山菊夫 当該道路該計画については、秋田自動車道の計画により、アクセス道路としてこれまで幾多の計画を経ております。
平成27年より、ようやく県と国とJRとの協議を始めたわけですが、平面交差踏切の新設にあつては、JRが新たな踏切は容認しないこと、技術基準や安全対策面などの諸条件により、県では平面交差での事業化は断念せざるを得ないとの結論に至っております。
立体交差での事業化は本町と今協議しておりますけれども、並行して議員の言われる秋田八郎潟・道村大川線期成同盟会、両同盟会でも道路整備の要望活動はして参りたいと思います。
- 2番 小柳 聡 分かりました。それでは次の質問に移らせて頂きます。
次は一人一台タブレットの積極的な活用を、というところがございます。過去にもこの議会の場で再三「タブレット」というキーワードで学校や議会への導入をお伝えしてきましたが、今回は小中学校に一人一台整備された中で、タブレットをどのように活かしていきましょうかという話題がメインとなります。
GIGAスクール構想において4年がかりで進めていこうとしていたものを、多くの自治体がこのコロナ禍という状況もあり、前倒しで整備していることは多くの皆さんが認識していることと思います。
授業の中で少しずつタブレットを活かした授業が出てきているという事実も認識しておりますが、もう一步踏み込んだ形で子供たちにより深い学びに繋がるような環境にしていけたらと考えております。
そこでまず、今現在のタブレット利用状況をお聞きしたいと思います。使用している学年やそれに応じた教科等も、もしよければお伺いしたいと思います。
- 議長 伊藤秋雄 江島教育長。
- 教育長 江島廣 小柳議員のご質問にお答えします。小学校では、3年生から6年生まで国語科・社会科・総合的な学習の時間での情報収集、5年生では総合的な学習の時間での活動記録、6年生では英語科でのプレゼンや国語科での学習のまとめ、中学校では3年生が総合的な学習の時間と社会科、1年生では技術・家庭科での情報収集や情報加工等に活用されております。
- 2番 小柳 聡 ちょっとこれ小学校3年から中学校3年までである程度中2がなかったですけども、一日どの位触る時間があるという解釈を持っていただき、ちょっとだけお伺いしてもよろしいですか。
- 教育長 江島廣 ちょっと聞きますが、一人の子供さんがですか。
- 2番 小柳 聡 はい、平均的に一人の子供がどの位授業の中で触れるのか。
- 教育長 江島廣 これは確実な時間帯はよく分かりませんが、それぞれの教科によりまして活用されてるということですから、教科がダブった場合には一日2時間触る場合もあるだろうし、触らない日も出てくるだろうと思います。
- 2番 小柳 聡 これは授業の中でずっと使ってるわけでもないと思いますので、これからタブレットを活かした学習を増やしていくためのポイントが、私は持ち帰りにあると考えております。一つ一つの動作や操作を教えることに時間を割くより、家庭で慣れさせる方が授業での飲み込みも早くなると思います。
特にタイピング等に時間を割くよりは、家庭で練習することを親が見守ってアドバイスもするでしょうし、それを保護者も一緒になって行っている内容を共有できますし、家庭での連携も図れるものと考えます。
8月27日に文科省から示されたガイドラインにおいてもいざという時、これはやむを得ず登校できないというところですけども、そのために日頃からの準備が不可欠であると記載されております。
そのような状況に当地域がなるとは考えたくもないんですけども、深い学びにも直結すると思いますので、まずタブレットの持ち帰りを多くのカテゴリー、世代ですすね持ち帰りを進めて行くのかというのが一点、また進めるなら各世代でどのようなスケジュールで進めて行くのかというところ、この二点をお伺いしたいと思います。
- 教育長 江島廣 本町でのタブレット購入については、一人一台を日常的に持ち帰りさせるために準備

することを想定したものではありません。

学校が有事の際などで、ある程度の期間臨時休校措置が見込まれる場合などに、児童・生徒への学びの保障を図るための一つの手だてとして、オンラインでの学習を可能にするために準備しているものであります。

従いまして、現時点では持ち帰りを進める計画は持っていません。今後、議員の提案にあるように、いろいろな形で活用の仕方をするための方策など、家庭学習への支援、特に登校できない児童・生徒への学びの支援等含めながら、創造性を育む学びの実現に向かった取り組みを、学校側の進展具合を確認しながら、出来ることから進めていければと考えております。

2番 小柳 聡 分かりました。まず持ち帰りのためのタブレットではないという認識ですね。

教育長 江島廣 はい。

2番 小柳 聡 この持ち帰りに関してはですね、やっぱりお隣の五城目町議会でもこの9月議会で取り上げられておりました。昨今の感染状況を考えれば、万が一というレベルではないのでタブレットを活用したオンライン学習の準備やリハーサルも必要となってくると思えますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

教育長 江島廣 それにつきましては、ICT支援員を入れておりますので今、先生方が一生懸命いろんな時間を取りながら研修中でございます。

2番 小柳 聡 まずじゃあちょっと後でまとめていきたいと思えます。そこで並行して考えて頂きたいのが、デジタル教科書の導入でございます。情報活用能力を高める助けになっていくでしょうし、文字・音声・映像といった資料が加わることで学びの入り口が広がるものと考えます。

個々の学習の成果を教員が可視化することが容易になりますし、それをフィードバックすることも可能になります。

もちろんペーパーレスにも繋がるので、カバンの重さ問題にも改善が図られるものと感じております。

個人的には子供たちが学習に対してより積極的になってくれるのではないかとこのところを一番期待しているところです。

子供たちは今ほとんどの子がゲーム機若しくはタブレットに触れられる環境にあります。タブレットを保有している子供の今現在の一般的な使用は、動画鑑賞やゲーム等が大半を占めているものと認識しております。

だからこそタブレットで学習出来るという環境が根付けば、その時間の半分でも学習する時間の方に向かっていくのではないかと期待しているところです。

お隣の井川町では今年度デジタル教科書を導入し、昨年9月に導入したタブレットの使用率がそこから格段に上がったそうです。

メリットはもちろんありますが、少なからずデメリットもあることをお伝えします。

導入コストの問題、指導者の理解力、タブレットに依存することによって、視力の低下等の他に、書くことが減るということにもデメリットを感じる方が一定数いるものと認識しております。

それでも一番大きな問題であろう導入コストの問題については、今年度、井川町では国の助成制度を活用して実施に踏み切りました。私としてはこのような流れは今後も続くものと感じておりますし、来年度も助成が続くようであれば、という前提で結構ですので、当町においてもデジタル教科書を導入してほしい、というところを質問というか要望なんですけれども、思えますけれどもいかがでしょうか。

教育長 江島廣 お答えします。まずデジタル教科書について、本町では今までも教師が学習を進める上でどうしても必要とした教科について準備をしております。

購入しているデジタル教科書は教師用で、授業においてパソコンから教室にある学習用テレビを通して児童生徒に学習資料の提示のために使用しております。

具体的には、小学校の5年生の算数科での学習提示、中学校の各学年とも理科、社会科技術・家庭科で学習資料の提示等で日常的に使用しております。

現時点では、児童生徒用のデジタル教科書を購入することは考えておりません。

議員がおっしゃるように補助金云々ということで、どうかなということも含めてですけども、現在のところ文科省ではある特定の地域の学校にやってみたという結果検証のために、いくらかの学校の方にはそういうのは実証検証しております。

来年度からは予算を増やして、全学校にそういう風なものが出るように、ただ教科

は一教科だけに現在のところはなってるはずで。

それで教科書用図書というのは、4、5年に一度教科書採択選定委員会というものがございまして、議員もPTA会長さんの時にいったかと思いますが、主要教科書が変わることが出てきます。子供さんたちに教科の数にもよるだろうけれども、全てがそういう風なものを持たせるとした場合に、非常にこう財政的な負担ももちろん無駄になってくるといことも出てくる訳ですね。

教科書が変わることによりまして、一度そういうデジタル教科書を使ってしまえばですね、例えば補助金が削られて無くなった場合にどうなっていくかと、意外にこういうものというのは取り組んでしまえば次に繋げて行かないと、そんなに意味がないものという風に考えて行く訳ですね。

普通の教科書のように、国の方から無償デジタル教科書を全生徒分に配布されるとかってなればこれ世の中変わりますけども、デジタル教科書は非常に高価なものでございますので、そういう風なことにはならないだろうと、最終的には自治体負担というものが多く出てくるかと思えます。

後、ご存知のように、メリットとデメリットがある訳ですデジタル教科書に、私個人的な考え方とすれば、特に国語科とか社会科の場合、デジタル教科書だけでやっていくと、後で何て言いますか、敵しない場面が多く出てきます。

主に使われるのは算数、数学ですね、いわゆる図形関係の動かす変化、そういう風なものを見るために非常に効果があるのでございます。

ただ文章関係になってきますと、あるいは書き取りとかそういう風になってきますと、デジタル教科書でいくと絶対に入試とか高校入試とかそういう時に、その子供さんが非常に不利な状況が起きてくるということが予想される訳ですね。

ですので文科の方でもデジタル教科書等やるのであれば、普通の教科書と並行しながら使える部分をやっていければという考え方が戻るなと思えます。

確かに議員おっしゃるように、そういう風なものを使いながら家でいろいろとこうやればですね、触る機会も増えるし、むしろゲーム依存症とかそういう風ないろいろなこともありますけども、ゲームに向かわないでそっちに向かってくればという願いもあるかと思ってるいろいろな考え方だと思いますけども、今現時点では、申し上げましたようにデジタル教科書を購入して、それを実施していくということは考えておりません。

ただずっと前からデジタル教科書は教師用で必要に応じて求めておりますので、それを使っての学習程度はずっと前から進めております。以上です。

2番 小柳 聡

ご丁寧な答弁有難うございました。確かに個人的にはデジタル教科書というのは何となく可能性がこう1.2倍くらいになるのかなという認識なんですけども、ちょっと便利になるというのは、間違いないと思えますのでこれはちょっと今後も検討して頂きたいと言ったところでございます。

参考までデジタル黒板を導入するという考えがちなみにあるか、そこもちょっとお伺いします。

教育長 江島廣

今後のデジタル教科書等の使い方、候補につきまして結果が出てくるとですね、購入するという考え方も出てくるかと思えます。現在はうちの方はわざと、わざとと言うと言葉悪いですけども、前々からテレビを通して使っておりますので、以前、しばらく前ですけども、デジタル黒板は出てきた時に、あれはまず業者さんとかいろいろな方々というんな案がありましてですね、デジタル黒板をある程度安価で設置させてもらって、その代りソフトが相当額が高くて、そういうデメリットを考えて本町ではデジタル黒板をやらないで、いわゆる全部の学級に大きなテレビを付けて、それで配信しながら学習計画、そういう事業計画は取ってきております。

ただこの先、いろいろな補助とかそういう風なもので、さらにそれがあればいいなということであれば考えていきたいと思えます。

2番 小柳 聡

今確かにおっしゃる通りで、デジタル教科書もテレビに接続してというのも、こちらを確認しておりますので、その可能性があるのかといたるところをちょっと確認しました。

ちょっと話を進めて行きますが、予算上にもICT支援員の予算が計上されておりますけども、実態として現状はどのような段階でやるのか、というところを最後にお聞きしたいと思うんですけども、ICT支援員の現状はこう指導体制とかも含めてですね、教師への共有枠はどの程度にあるのかというところを、最後にお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣

はじめに授業等への参加状況ですが、授業でタブレットを利用する初期段階での調整

に参加しております。30人以上の生徒へ対応するため、中学校では大変助かっているとのことでした。

また、小学校へは今後参加する予定となっております。プログラミング授業への参加は11月に小学校で予定されております。

次に、教員への支援等についてですが、教育支援用にコンピュータ及びネットワークを活用した効果的なツール等の提案を頂いており、小・中ともにICT機器の活用を促進しております。

例えば、通知表入力様式の作成、勤務管理簿様式の作成、各種アンケート様式の作成などです。

また、その他の活用としては、小・中学校のホームページの更新、随時ですね、小中合同研修会8月にはタブレットの使用方法について、また、校内ネットワークシステムの構築において、教員が効果的に活用できるように様々な提案をしたり、タブレットの管理方法を提案したりするなど、専門的な知見による多くの提案がなされており、今後一層の充実が見込まれますという報告を、校長の方から受けております。

2番 小柳 聡 丁寧にご案内ありがとうございました。いろいろな形でICT支援員の方が関わっているなどというところは確認しました。参考までに教員でやっぱりタブレットを使った授業を苦手とするという方がいらっしゃる、タブレットの共有をたぶん教員にも図っていると思うんですけども、その中でなかなかタブレット難しいと感じる教員の方がいらっしゃるのかなというところをお伺いします。

教育長 江島廣 最近、タブレットのこなし方が難しいという教員はいらっしゃるんじゃないかなと感じております。もう今はパソコンでも何でも、教員が普段です授業の時はもちろんですけども使っておりますので、そんなに抵抗感というのはないかと思います。

2番 小柳 聡 最後に重ね重ねの要望になりますけども、八郎瀧町議会でも一人一台タブレットが導入される日を心待ちにしておりますので、こちらもご検討頂きたいと思ひまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、2番 小柳聡君の一般質問を終わります。
次に、6番 京極幸村君の一般質問を行います。6番 京極幸村君。

6番 京極幸村 6番 京極幸村です。今回は少子化対策について、若者目線からの提案と共にご質問させていただきます。

少々ご説明の時間が長くなりますがご容赦ください。それでは早速始めさせていただきます。少子化対策「若者の婚姻率向上に向けて」人口減少、少子高齢化問題、こういった問題が話題になってから随分と年数が経ちました。

多くの方がこの問題について関心を持ち、どうしたらよいのかと考えたことと思ひます。政府では2003年に少子化社会対策基本法を制定し、子育て支援対策の充実や働き方改革などの取組みが行われております。

しかし、依然として少子化の進行は止まらず、出生数は年々減少しております。日本の少子化対策は功を奏しているとは、現段階では言えません。

ですが年を重ねるごとに各種データは蓄積されてきております。また社会整備もかつてより進んでおり、我々を取り囲む環境も変わってきています。

これまでのデータを分析することにより、新たに見えてくる可能性もあると思ひます。次に打つべく手として、私は独身者の婚姻率の向上が大きなカギになると思ひております。

以降、国立社会保障・人口問題研究所が実施した出生動向基本データを基に、その理由を解説します。

2020年の合計特殊出生率は1,34%でありました。この数値には未婚女性も含まれているため、結婚持続期間15～19年夫婦の平均出生子ども数である完結出生児数に着目すると、1972年の調査以降では、夫婦間で約2人の子供が生まれるということは比較的安定していることがわかります。

生涯未婚率に着目すると、資料②の通り1990年以降大幅に増加しております。2015年時点で男性では4人に1人が、女性では6,8人に1人が生涯未婚だという統計が出ております。

1970年の調査開始以降男性で約1.4倍、女性で約4,5倍生涯未婚者は増加しております。

これら2つのデータから、出生数増加のカギは、既に結婚している夫婦間の出生率向上以上に、独身者の婚姻率向上が握っているのではないかと推測できます。

次に、独身者が何故独身でいるのかその理由を考えていきます。1つ目の観点は出会いについてです。いずれ結婚を望んでいる未婚者は2017年の調査時点で、男性85,7%,女性89,4%であります。

しかし独身でいる理由として、資料③が示す通り、適当な相手に巡り合わない、という理由が約半数で男女とも最多であります。

資料④をご覧ください。婚姻者出会いのきっかけは職場、学校、知人の紹介が約7割を占めております。このことから逆説的に独身者は職場や学校で出会いが無く、紹介してくれる知人や友人がいない場合に、さらに結婚の可能性が低くなると言えます。

2つ目の観点は出会いから結婚に至る課程についてであります。資料⑤が示す通り、かつて主流であったお見合い結婚は近年では5,3%までに減少し、恋愛結婚が88%を占めております。

また、資料⑥が示す通り、結婚相手の条件で重視する項目は、男女とも人柄が最多であります。この傾向から知り合ってからゆっくりと相手のことを知り、恋愛の経過をたどるための継続的な接触機会と時間が必要と推測できます。

また現代人の特徴として、直接的対人コミュニケーションを苦手としている人が多いです。人との直接的接触を避けようとしています。

さらにスマートフォンコンテンツやゲーム機の進化が、いわゆる「おひとりさま時間」の充実に拍車をかけ、他者と直接接しなくとも満足できる環境下にいます。

休日は部屋から出てこないという人も増えてきています。この状況下で出会いを推進するには、仕事とプライベート以外の時間で、受動的に出会う仕組み作りが必要と考えます。

以上の背景から、婚姻率の向上を目指した町営独身寮の設置を提案します。独身寮の趣旨は、20代中盤から30代中盤の結婚適齢期の独身男女に格安な家賃で住居を提供するとともに、毎日自然と顔を合わせることができるようなエントランスや、コミュニケーションの取れる交流空間を設け、出会いの場を提供しようというものであります。

主に期待の出来る効果としましては、入居者にとっては格安の家賃により生活負担が軽減され、若者の実質所得の向上が見込める。自主的な婚活に戸惑いを感じている人も、自然な形で異性との出会いが見込める。時間をかけて異性の内面を知ることができる、というものであります。

町にとっては、若者人口増加により、町内が活気づく。寮生同士が結婚すると、引き続き住居を八郎瀧町にする可能性が高いため、移住・定住にも効果を発揮する。税収入が見込めるため、格安の家賃で提供しても財政負担が少ない。婚活支援と経済支援を両立した全国的にも真新しい取組みであり、町の注目度が向上する可能性がある、というものであります。

施設規模は30人から40人を想定しております。また、施設には町内在住者を管理人として配置し、入居者の生活サポートや婚活サポート、町内の情報発信や世代間交流の懸け橋といった役割を担っていただくことをイメージしております。

以上が私が提案する町営独身寮でございます。これにつきまして、当局のご意見をお聞かせください。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 京極議員のご質問にお答えします。
全国的に進む少子化により、地域経済に与える影響は深刻な問題となっております。本町においても、その対策として安心して出産し、子育てできる環境整備を重点施策として推進しております。

これまで不妊治療の助成、子育て支援情報の配信、高校生までの医療費無料化、学校給食費の無料化、保育料個人負担分の助成、スポーツ少年団大会派遣の助成、学童保育、また令和2年度に幼児教育と保育を一体的に行う、公私連携幼保連携型認定こども園をスタートするなど、子育て支援事業に取り組んでおります。

出生動向基本調査データから議員が述べられた、少子化の大きな要因とその対策の提案についてですが、その趣旨はご理解できるものであります。婚姻率の向上を目指した町営独身寮となれば、入居者の確保、就労の確保、町内未婚者への効果、婚姻後の定住対策など抱える課題やリスクが高く、また、建設事業費や維持管理費など総合的に判断すれば、非常に困難であると認識しております。

6番 京極幸村 新しい取組みにはリスクも伴いますので、やれない理由を考えればやっぱり沢山出て来ると言うことは理解します。

ですがこの少子化という問題については、何もしないままあるいは現状維持では、人口減少を更に加速化させ、本町の将来を担う人達に多くの課題を残すことに繋がると思

っております。

現に子供たちにとっては、すでに多くの部活動が人数不足により、存続の危機にあるなど問題に直面しております。

今、答弁の中で子育て世代の取り組みが、本町では取り組んでいるというお話がありましたが、本町としては子育て世帯への支援の他に、少子化について何か取組む具体的な施策等がありましたら、お答えして頂きたいです。

町長 畠山菊夫 これまでもいろいろ取り組んできておりますけども、なかなか人口減少を止めることにはなっておりません。

少子化の背景には、働きながら子育てできる社会環境が十分ではない、経済的な理由で結婚に踏み切れない、結婚する必要性を感じない、などがあげられております。

その取り組みには、結婚、妊娠、出産、子育て、教育、仕事と各段階に応じたそれぞれの支援が必要になります。

その中で課題になっているのが、結婚を希望する方の未婚者対策になります。町では八郎潟 de 愛サポート補助事業とあきた結婚支援センター登録料の助成事業を行っています。この中で、あきた結婚支援センターの取り組みとして、個人の出会いの場・多数の出会いの場・地域や企業による出会いの場の提供や相性にあった相手を紹介してくれるなど、自分に適した結婚活動が可能になります。

平成23年度からの婚姻報告者数も約1,500人を数えるなど、これまでの実績もあることから、同センターへの登録及び登録料全額助成についてのPRもして参りたいと思います。

6番 京極幸村 じゃあ町としては、結婚支援センターに入会補助のPRを主にということでしたが、そのPRの仕方は具体的にどのように、例えばホームページとかであれば情報を求めてアクセスしてくる人がいるので、求める人には届けることが出来ますが、求めている意思の低い人にまでPRする必要があると私は思います。

その点もしPRの手法等について、具体的な策がありましたら教えてください。

議長 伊藤秋雄 一ノ関福祉課長。

福祉課長 一ノ関一人 先程の京極議員さんのおっしゃる通り、ホームページで確認等をして調べて見ますと、出来ない方も多々おりますので、その辺については今まで年一回の広報に広告・お知らせをしておりましたけども、この回数を増やしたりそれから公共施設等にパンフレットの備え付けをするなどして、そのPR等に努めて参ります。以上です。

議長 伊藤秋雄 京極幸村君。後、再々質問が出来なくなりますので、幸村君は一括質問ですのでそこを分かってください。

6番 京極幸村 今回の答弁につきまして、私から一つ提案として若い人はSNSを利用しているので、町のSNS等を利用して発信するのもいいのかなという情報を一つ挙げておきます。

また最後になりますが、町の総合戦略にも本町の人口減少は、勢いを増している現状だと分析がありました。今のコロナ禍により婚姻数と出生数が減少し、更に人口減少に拍車をかけるものと推察します。

つまり予測していたよりも、更なる速さで、少子高齢化が進行しているということです。食い止めることは出来なくとも、減少の加速度を低下させなければ、将来一挙に多くの課題が発生することになると思います。

当局には少子化や人口減少に対しての積極的な取り組みを要望といたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。有難うございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、6番 京極幸村君の一般質問を終わります。
それでは、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休 憩)

(再 開)

議長 伊藤秋雄 それでは午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。
8番 畠山一充君の一般質問を行います。8番 畠山君。

8番 畠山一充 議席番号8番 畠山一充です。私から表題、弁天球場の大規模改修等と活用について一般質問をさせていただきます。

地方創生が叫ばれる中、少子高齢化が進む全国の自治体では、その流れを食い止めよ

うとさまざまな試みを実施しております。

国民の人気を誇る高校野球を起爆剤にしようとするケースも増加しております。

さて、本町では3名のプロ野球選手を輩出しており、中羽立運動公園内には町民体育館・弁天球場・オリンピック記念会館・テニスコート・グラウンドゴルフコース・屋内ゲートボール場等いろんなスポーツを楽しむことができる施設が揃っております。

その中で、中羽立公園野球場（以下弁天球場）は1979年10月10日完成、翌年1980年から2004年までの25年間、全国高等学校野球選手権秋田大会予選会場として使用、スコアボードが電光掲示板（磁気反転式）に改められてから、2005年より能代球場が同大会の会場とされております。

私からの提案といたしまして、弁天球場は開場されてから42年を経過し、グラウンドはじめ各室内・観客席1塁側とか3塁側の観客席・スコアボード・トイレ等の老朽化が見受けられます。

そこで、厳しい財政事情ですが3ヶ年計画によるスポーツ振興くじ助成金を活用し、球場内外の大規模改修等を検討いただきたく思います。

弁天球場の活用については、町民参加型の球場として高校球児による小中学生の野球教室の開催・町民とのふれあい交流・球場内外の清掃ボランティア等において、町民、行政、民間、学識経験者の4者が一体となり、それぞれの立場でできることを協力し合い進める手法を取り入れていただきたく、ご検討をお願いします。

それでは、以下の事項について当局へお伺い致します。

- (1) 過去2年間による弁天球場の利用状況（小・中・高等学校・一般等）でございます
- (2) 高校球児による小中学生の野球教室及び町民とのふれあい交流について
- (3) スポーツ振興くじ助成金による大規模改修等についてでございます。

よろしくご答弁をお願い致します。

議長 伊藤秋雄

はい、江島教育長。

教育長 江島廣

島山議員のご質問にお答えします。

質問の1つ目、過去2年間の弁天球場の利用状況についてですが、申請書に記載されている利用状況でお応えします。実際の人数は現場で毎回確認できているわけではございませんので、過不足があるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思っております。

令和元年度の利用日数と人数は、小学生が12日の879人、中学生12日の625人、高校生9日726人、一般12日の327人で、令和2年度においては、小学生が6日の439人、中学生5日の179人、高校生2日の150人、一般19日の667人となっております。2年度はコロナ禍の影響で利用日数・人数ともに少なくなっております。

2つ目の高校球児による小中学生の野球教室及び町民とのふれあい交流、清掃ボランティア等の弁天球場の活用の在り方については、今まで高校球児による児童生徒への野球教室の実績はありませんが、スポーツフェスティバルの折に元プロ野球選手石井浩郎氏による小中学生野球教室が2回、他に潟上・南秋地区7中学校の野球部員が参加した元プロ野球選手5名による「カルピスこどもの日全国少年野球教室」もございました。

また以前には全県ゲートボール八郎潟大会が開催されておりました。全町野球大会はここ2年間コロナ禍で中止となりましたが、毎年のように実施されております。

議員からの貴重な提案として受け止めますが、活用のための組織を立ち上げて進めるとした場合、頻りに球場を開放して何かしらの事業を展開していくこととなりますので、常時弁天球場に配属できる教育課職員の人的配置が必要になることも必須と考えます。

最後に3つ目のスポーツ振興くじ助成金の活用による大規模改修等についてですが、弁天球場は昭和54年10月に完成後、議員の言われるとおり、平成16年まで高等学校秋田県予選会場として25年間も利用されておりました。

また、南秋中体連野球競技主会場としても長い期間利用されてきました。平成7年から8年にかけて総工費2億9,800万円をかけて、大規模改修を実施しております。

外野フェンスや人工芝、スコアボード、温水シャワー、バリアフリーエリアなど全国大会レベルの公式戦も開催できるような球場と称されました。

時を経て平成20年頃から、老朽化が進んでおり年次計画で毎年のように必要箇所の修繕や補修をしてきておるところです。

議員提案の今後の弁天球場の大規模改修について、数年前から電光掲示板を設置できないか、などの検討をしてきておりますが、財政的に厳しいので計画を見送ってきております。

現時点では、大規模改修に踏み切ることとは考えておりません。球場関係では、来年度内野土壌補修を実施したいと考えております。

今後、社会体育関係事業での優先順位の上位として、B&Gプールの改修を検討中でございます。以上です。

8番 畠山一充 町民参加型ということで、全国的には結構企画立案中、組織体制でやっておるということを経験得まして、今回提案した訳でございますけれども、いずれ高校球児から指導とかやってもらえれば、いろいろ地域貢献という形でまた学業にとってもいろいろプラスになるし、自分達の野球についても非常に人に教えるというのは、非常にこう教える側、指導される側非常にこうためになるかなとまた思ひまして、一体感もあります。なかなか職員の常時配置というのは、置くのは大変厳しいかと思ひます。そこら辺を前向きにどうか考えてもらえればとまた思ひしております。

後、スポーツ振興くじなんですけれども、これについては他の能代球場なんかも、秋田県大会予選に当たってそれを活用したという例もあります。

ある程度かなりこう助成金額も大きい訳ですので、今後、年数立ちますとまた改修となれば経費がかなり膨らむかと思ひます。優先順位があるかと思ひますけれども、そこら辺も見ながら早めに計画を持ちながら、対応してもらえれば非常に助かります。

実は今回の質問に対しては、私も昭和60年の4月から10月一杯まで、7カ月間程でしたけれども、教育委員会の方に臨時として配属されまして、故 藤井さんの元でいろいろ業務携わってきました。

弁天球場に対する熱いものとか、成し得るものがありまして今回質問した訳でございます。どうかまず前向きに考えてもらえれば非常に助かります。以上で終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて、8番 畠山一充君の一般質問を終わります。
次に、7番 村井昇君の一般質問を行います。7番 村井昇君。

7番 村井 昇 7番 村井昇です。私からの質問事項として3つの表題で質問したいと思います。

1つ目として、空き家と相続放棄の空き家の対応は、ということで質問したいと思います。私の町内では3年程前から空き家が3件程解体されましたが、今年に入りまた新たに2件の空き家が発生しました。もちろん地域の人口も減少し大変な時代だと思ひます。

現在ある空き家の老朽化が進み、家の屋根に穴があき天井から空が見える程傷んできました。また風が強いと屋根のトタンが道路に飛ぶ時もあり、非常に危険な状態です。

前にも質問したことがあります。その時と違い外の板も腐食して家の中も見える状態です。どうにかならないものでしょうか。

また、敷地内には大きな銀杏の木があり、今では木が大きくなり根で門柱が持ち上がってきています。紅葉が終わると道路中が落ち葉で一杯になり、状況も変化してきています。町では空き家を調査、巡回しているのでしょうか。何か良い解決方法はないのでしょうか。

また、空き家の中でも相続を放棄したということで何も手を付けず、老朽化が進んできている空き家も出てきました。

草は伸び放題ですし屋根もサビで来て、まもなく風が強いとトタンが飛ぶ危険も出てきました。

町としては財産を放棄した土地や空き家については、どのように対応、管理していくのでしょうか。時代が時代ですから、これから相続を放棄したり連絡が途絶える人が出て来ると思ひます。このような場合、町ではどのように対応していくのか教えてください。

2つ目の質問ですが、役場新庁舎に伴う備品の処理はということで、役場新庁舎の工事も順調に進んでいるとの事、来年の4月には完成していると思ひます。

それに伴い、現在役場で使われている机やイス、ロッカー、キャビネット、応接のテーブルやイス等沢山の備品がありますが、ほとんどが新しい物と交換になると思ひますが古い物は廃棄になると思ひますが、使える物も沢山あると思ひます。

備品の中には購入した時はかなり高価な物もあったと思ひます。廃棄処分する前に町民に払い下げる考えはないのでしょうか。また処分はどのようにして行うのでしょうか。教えてください。

最後の質問の3つ目として、狩猟免許についての対策はということで、令和3年6月の町の広報で狩猟免許の試験、講習会の案内がありましたが、残念ながら今回も我が町では申込み者がいなかったようですが、免許の所有者を増やすことは出来ないのでしょうか。今年もそうですが山からクマが人里に出没している市町村は年々増加してきています。

我が町にも出没しています。また秋田県にもイノシシが見られるようになり、被害も出てきているようです。8月下旬になり稲が実ってくると、八郎湖周辺の田んぼではカモによる食害の被害が多く見られます。

そのために私はカモの有害駆除を行ってほしいと思ひしております。現在町では6人の免許の所有者がおりますが、高齢化が進んでおり、後継者の育成が必要ではないで

しょうか。

八郎潟町の集落組織や法人にお願いするか、それでもいない場合は町の職員や消防団員にお願いしてはいかがでしょうか。補助金も今まで以上の補助金で対応できないものでしょうか。被害が大きくならないうちに対策を考える必要はないでしょうか。

以上、3つの点につきまして一括質問しましたので、よろしくお願ひします。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えします。

この危険空き家については以前にも質問があり、所有者に対し補修及び解体などについてお話しした経緯がありますが、ご指摘のとおりなかなか改善されていないのが現状です。

引き続き、所有者に対し必要な除去、修繕等の対策など適正な管理について注意喚起し、必要に応じて助言または指導を行い、八郎潟町空き家等除去費補助金交付要綱を制定しておりますので、補助金の活用を含め適切な処理に努めて参ります。

空き家の実態調査については、平成29年度に実施し、以前お話ししたとおり、住家171戸、非住家191戸であります。その後、増加しているものと思われませんが、調査及び巡回等は行っておりません。

また、危険空き家については、町民からの情報提供や町内会からの要望などにより把握し、職員が現場に出向き確認しているのが現状です。

財産放棄した対策として、弁護士等専門的知識を有する者、いわゆる相続財産管理人を選定し、略式代執行による解体は可能であります。その問題点については国土交通省・総務省調査では、令和2年3月31日現在で、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行件数が全国で191件、秋田県では1件であります。

町として、早急な対策を講じることは現段階では困難であります。今後の検討課題と考えております。

なお、特に危険性が高く隣家に影響を及ぼす可能性が高い場合、建物構造上可能であれば必要最小限の応急措置をいたします。

次に、現庁舎の備品については、現在、各課において「新庁舎に持っていくもの」、「町の他の施設で使うもの」、「旧小学校で文書保存用で使うもの」、「廃棄するもの」に仕分けしている段階でございます。

最終的に、「廃棄するもの」となった備品については、最初に町内会やNPO法人、社会福祉協議会等の公共的団体を対象にして、不用備品の譲渡会を開催し、その後、一般町民に対しても実施する方向で検討しております。

次に、町猟友会の会員は現在6名であります。会員の高齢化が顕著になってきており、後継者の発掘と育成が本町の課題となっております。

町としても平成30年度から狩猟免許の取得に対して補助金を予算化し町広報やホームページなどで周知しておりますが免許の取得にまで至っていないのが現状です。

町では職員が個別に町民にアプローチをかけていますが、なかなか了解を得ることができません。

また、町職員掲示板にも掲載しましたが、未だ免許取得に向かう職員もおりません。

今後は補助金の増額や免許更新時の補助制度なども考慮しながら免許取得のPR等に努めていきたいと思ひます。

なお、カモ駆除についてお話しされましたが、平成16年頃まで駆除を行ってまいりました。内容は9月1日から9月30日までの毎週日曜日の4回が駆除日となっていました。1班が6名から7名の2班体制で班全員70羽を、合計で140羽を限度としてまいりましたが、実際に駆除できたのは年度によって違ひますが、20羽から50羽程度で効果があまりみられないとのことで駆除をやめた経緯がございます。

今後については今のところ駆除の予定はございません。

7番 村井 昇 空き家の件ですがまず当たっていると答えてもらいましたが、実際、現地を見たと思ひます。もう今年これから冬を迎える訳ですが、雪が多ければ潰れるような状態になってきておりますし、また外壁と言ひますか、板で囲ってある訳ですがもう外から中の方が見える状態で、見た方はびっくりすると思ひます。

そういう状態ですので、何とか解体するように指導なりできないものでしょうか。町で強制的に解体するとかできないものでしょうか。見ればびっくりすると、隣の方は非常に迷惑しているはずで。

もう外から見ても分かると思ひますが、ましてさっきも話しましたが銀杏の木も大きくなって、門柱を持ち上げるくらいの太さになってきました。もちろん家の方にも徐々に狂いはくると思ひます。

そういうこともありますので、是非ともこれ解体の方向にむかって、町と隣の人なり私でもよろしいですので、町外の人だそうですのでその人に話しに行きたいと思しますので、一つ考えて見てもらえないでしょうか。

それと猟銃の免許ですが、補助額を増やすということのようですが、全額補助するような形に持って行かれないものでしょうか。

ある程度の人数を定めて全額補助して、取得後は申請とかいろいろあると思いますのでそういうのは自分で負担してもらってもよろしいと思います。とにかく何人かの方から取ってもらわなければ、このとおりしょっちゅうクマが出てるところもありますし、これからまたイノシシ等も畑にいたずらする可能性も充分考えられますので、この対策を考えてもらえないでしょうか。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 答えとしては先程言ったとおりでございますけども、空き家に関しては補助金の活用含めて、適切に処理してもらうように助言・指導いたします。

それが出来なければ、代執行というものもございますけども、この後、所有者の方にこのように指導勧告していきたいと思っております。

狩猟免許につきましては、もうちょっと良い方法が他にないのか、いろいろ検討はしていきますけども、現状はなかなか難しい状態でございます。

7番 村井 昇 この後、空き家については話を進めていくということですので、是非とも解体するように一つお願いしたいと思っております。大変有難うございます。私からは以上で質問を終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて、一般質問を終わります。
これより各常任委員会を開いていただきます。
なお、最終日、9月17日は午後3時より本会議を開催いたします。
本日の会議は、これをもって散会いたします。
どうもご苦労様でした。

(閉会 午後 2時 2分)

令和3年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第9日目 令和2年9月17日(金)

- 議長 伊藤秋雄 ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長
教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案等について、各常任委員長の報告
を求めます。
始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告を求めます。
- 総務産業常任委員長 小柳聡 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)
- 議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。
- 教育民生常任委員長 石井清人 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)
- 議長 伊藤秋雄 これより各常任委員長報告に対する質疑を行います。
まず始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告に対する質疑を行います。質疑ご
ざいませんか。5番 石井清人君。
- 5番 石井清人 5番 石井です。1ページのところなんだけども、委員長さんにちょっと聞くん
ですが補正予算では建物の補助金1,100万円なので、そのことの審議はあったと思うん
だけども、ただ報告の中に土地・建物とも無償貸与かとの質問があり、土地については
町有地使用料を徴収し、と書いてあるのでそこは元は廣瀬産業という個人有地であっ
たけども、土地改良区が廣瀬産業から借りるとか買うとかじゃなくて、町がそこを取得
したということなのかな、もし分かれば、分からなければ議案の総括の時に聞くけども、
分からなければ分からないでもいいです。そこ、委員長さん分かるかな。
- 議長 伊藤秋雄 2番 小柳聡君。
- 2番 小柳 聡 分からないです。
- 5番 石井清人 分かりました、総括で聞くから。
- 議長 伊藤秋雄 他にありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。質疑ございませ
んか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、教育民生常任委員長に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、議案第42号 八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例について、討論
を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第42号について、委員長の報告は可決で
あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第3、議案第43号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)につ
いて、討論を行います。討論ありませんか。5番 石井清人君。

- 5番 石井清人 ちよつと聞くけども、討論でなくて総括の質疑ということはないのですか。
- 議長 伊藤秋雄 総括はないです。
暫時休憩します。
(休 憩)
(再 開)
- 議長 伊藤秋雄 再開いたします。
次に、日程第3、議案第43号 令和3年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第43号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、議案第44号 令和3年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第44号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第5、議案第45号 令和3年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第45号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第6、議案第46号 令和3年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第46号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第7、議案第47号 令和3年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第47号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第8、議案第48号 令和3年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第48号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第49号 八郎潟町過疎地域持続的発展計画の策定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第49号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。ただいまから、各会計の決算認定の議案について採決に入りますので、渡邊代表監査委員から出席していただきます。
暫時休憩いたします。
(休 憩)
(渡邊代表監査委員着席)
(再 開)
- 議長 伊藤秋雄 再開いたします。
次に、日程第10、認定第1号 令和2年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。はい、1番 加藤千代美君。
- 1番 加藤千代美 認定第1号について、私の方から反対意見を申し上げます。
令和2年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算については、反対いたします。その理由は多面的機能支払交付金、その趣旨にある地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な管理をするための交付が、一部地域には交付され、一部地域には交付されないという現実があるからであります。
交付を受けていない地域に問題があるとするならば、行政機関で徹頭徹尾指導し、是正すべきものであると考えます。
それを司法の手を借りなければ、行政指導ができないということであるならば、極めて遺憾であると言わざるを得ない、と言う理由であります。
- 議長 伊藤秋雄 次に、賛成者の討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。認定第1号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、日程第11、認定第2号 令和2年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。認定第2号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、日程第12、認定第3号 令和2年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。認定第3号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定

いたしました。

次に、日程第13、認定第4号 令和2年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。認定第4号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、認定第5号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。認定第5号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第6号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。認定第6号について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。大変ご苦勞様でした。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

(渡邊代表監査委員退席)

(再 開)

議長 伊藤秋雄 再開いたします。

次に、日程第16、陳情について、討論・採決いたします。

陳情 受理番号第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第4号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、受理番号第4号は委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。

次に、受理番号第5号 沖縄防衛局による沖縄本島南部の沖縄戦戦没者の遺骨が混じった土砂の採取計画を止めることを国に要請して求める意見書の提出要請に関する陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第5号について、委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第5号は委員長報告のとおり採択し、意見書を

送付することに決定いたしました。

議長 伊藤秋雄 次に、日程第17、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、を上程いたします。
諮問にあたり、説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします諮問の概要について、ご説明申し上げます。
本日配布しました資料をご覧ください。
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
八郎潟町人権擁護委員に現在1名の欠員が出ているため、新しい委員として 土橋 茂氏を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。
土橋氏は履歴資料にありますように、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、多様な町民と接する機会が豊富であり、人権擁護について理解を有する者としての要件を十分満たしていると思われまますので、推薦にあたって諮問するものでございます。
なお、任期は令和4年1月1日より3年間であります。
よろしくご審議の上、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、諮問に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。それでは採決いたします。
人権擁護委員として、土橋 茂氏を推薦することとし、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって諮問第1号 人権擁護委員の推薦については、土橋 茂氏を推薦することとし、答申することに決定いたしました。
次に、日程第18、選挙第4号 八郎潟町選挙管理委員会委員の選挙について、を上程いたします。
それでは選挙を行います。選挙管理委員は4名であります。
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。
選挙管理委員会委員には、渡邊 滋君、佐藤 毅君、伊藤 章君、喜藤 博昭君、以上の方を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。従って、ただいま指名しました、渡邊 滋君、佐藤 毅君、伊藤 章君、喜藤 博昭君が八郎潟町選挙管理委員会委員に当選されました。
次に、日程第19、選挙第5号 八郎潟町選挙管理委員会委員補充員の選挙について、を上程いたします。
それでは選挙を行います。選挙管理委員会委員補充員は4名であります。
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認めます。選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄

ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。
選挙管理委員会委員補充員には、第1順位 小野茂樹君、第2順位 北嶋憲章君、第3順位 高橋正志君、第4順位 渡部郁子さん、これは15区の方です、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまご指名しました方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄

ご異議なしと認めます。従って、ただいま指名しました、第1順位 小野茂樹君、第2順位 北嶋憲章君、第3順位 高橋正志君、第4順位 15区の渡部郁子さん、以上の方が順序の通り選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

以上、今定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

これもちまして、八郎潟町議会9月定例会を閉会いたします
大変ご苦勞様でした。

(閉 会 午後3時58分)